

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

1 日時

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）

午前 10 時開会、午後 2 時 51 分散会

（うち休憩 午前 11 時 54 分～午後 1 時 1 分）

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

田内担当書記、水野担当書記、佐々木併任書記、眞島併任書記、阿部併任書記

6 説明のため出席した者

小原農林水産部長、浅沼副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、大村水産担当技監、高橋競馬改革推進室長、五日市技術参事兼水産振興課総括課長、熊谷理事心得、黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、瀧澤農林水産企画室管理課長、高橋団体指導課総括課長、高橋団体指導課指導検査課長、上田流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、星野農産園芸課水田農業課長、小岩畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、千葉競馬改革推進室競馬改革推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 82号 平成26年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）

イ 議案第 84号 平成26年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）

- ウ 議案第 85号 平成26年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第3号)
- エ 議案第 86号 平成26年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第2号)
- オ 議案第 87号 平成26年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
- カ 議案第 97号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第 98号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ク 議案第114号 農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第115号 船越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第116号 門の浜漁港船揚場ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第117号 六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第118号 六ヶ浦漁港海岸離岸堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第119号 大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第133号 財産の処分に関し議決を求めることについて

## 9 議事の内容

○工藤勝博委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち農林水産部関係及び第 3 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費、第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち農林水産部関係及び第 3 項農林水産施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 1 及び 2 変更中 2 から 5 まで、議案第 84 号平成 26 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 85 号平成 26 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 86 号平成 26 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 87 号平成 26 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 97 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 98 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関

し議決を求めることについて、以上7件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**浅沼副部長兼農林水産企画室長** 農林水産部の予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第82号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第7号）であります。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は6款農林水産業費の補正予算額75億7,368万円の減額のうち県土整備部所管分の4,098万6,000円の減額を除きました75億3,269万4,000円の減額と、11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費の補正予算額2億3,276万円の増額のうち農林水産部所管分につきましては2億2,113万円の増額並びに3項農林水産施設災害復旧費の補正予算額68億8,630万7,000円の減額であります。

今回の補正予算では、国の経済対策に対応して総額46億2,200万円余の予算を計上するとともに、事業費の確定等に伴う所要の補正を行おうとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

6款農林水産業費、1項農業費であります。1目農業総務費は3,849万2,000円の増額で、その主なものは、いわての恵み販路回復・拡大事業費及び農林水産業人材確保・育成対策事業費で、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、県産農林水産物等の国内外への販路の回復と拡大を図るため、首都圏等でのフェアなど、実需者や消費者に対し積極的なPR、情報発信等を展開するほか、農林水産業への新規就業者の確保や育成を推進するため、就業相談会、経営力養成研修会を開催するなど、都市部からのU、I、Jターンを含め、幅広く新規就業者を確保し、地域の担い手として定着できるよう支援しようとするものであります。

2目農業金融対策費は6,198万9,000円の減額で、農業経営改善促進資金貸付金など、農業関係貸付金の融資実績の確定によるものであります。

3目農業改良普及費は3,352万8,000円の増額で、その主なものは、いわてニューファーマー支援事業費で、国の経済対策に対応し、平成27年度の経営開始型継続対象者に対する就農給付金を前倒しで給付しようとするものであります。

4目農業振興費は4億53万6,000円の減額で、その主なものは農業経営基盤強化促進対策事業費で、国の経済対策に対応し、農地中間管理事業等の財源として農地中間管理事業等促進基金に積み増し等を行うものであり、被災地域農業復興総合支援事業費は被災農業者等への貸与等を目的とした農業用施設、機械の整備の支援に要する経費について、市町村の実施状況等から減額するものであります。

5目農作物対策費は8億5,307万8,000円の減額で、その主なものは強い農業づくり交付金の減額で、穀類乾燥調製貯蔵施設の整備を計画していた事業実施主体から事業の取り

下げがあったこと等によるものであります。

6目畑作振興費は3,992万5,000円の減額で、その主なものは、青果物等価格安定対策等事業費補助で、県産青果物の価格差補給金の財源となる基金の造成額の確定に伴う減額であります。

7目植物防疫費は病虫害防除対策指導に要する経費の確定であり、8目農業協同組合指導費及び9目農業共済団体指導費は各団体の指導監督等に要する経費の確定によるものであります。

10目農業研究センター費の1,876万2,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定によるものであり、11目農業大専校費の1,250万2,000円の増額は、同大専校の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

12目北上奥羽山系開発費は271万円の増額で、過去に大家畜経営体質強化資金を借り受けた事業体による資金の借りかえに伴い、市町村が行う損失補償の負担を軽減するため、その一部を補助しようとするものであります。

2項畜産業費、1目畜産総務費の122万9,000円の減額は人件費等の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2目畜産振興費は5億2,884万1,000円の減額で、その主なものは、放射性物質被害畜産総合対策事業費で、市町村等が行う牧草地の除染に係る実施面積の減や、廃用牛適正出荷対策事業の事業費の確定等によるものであり、畜産競争力強化整備事業費補助は、国の経済対策に対応し、地域の中心経営体等に対し家畜飼養管理施設等の整備に要する経費を補助しようとするものであります。

3目草地対策費は7,467万5,000円の減額で、畜産基盤再編総合整備事業費補助に要する経費の確定等によるものであり、4目家畜保健衛生費は162万6,000円の減額で、家畜伝染病予防費に要する経費の確定等によるほか、説明欄下の死亡牛処理円滑化推進事業費は死亡牛の県外処理に係る生産者のかかり増し経費を補助しようとするものであります。

5目農業研究センター費は1,230万2,000円の増額で、畜産研究所及び種山畜産研究室の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

3項農地費、1目農地総務費は15万6,000円の増額で、人件費や国庫補助金返還金の確定によるものであります。

2目土地改良費は、補正額11億621万1,000円の減額のうち当部の所管に係る補正予算額は10億6,522万5,000円の減額で、かんがい排水事業費及び六つ目の経営体育成基盤整備事業費は国の経済対策に対応するとともに、事業費の確定等による所要の整理をするものであり、中山間地域総合整備事業費は入札不調に伴う工事計画の変更等により、工事の一部を次年度に延伸したことによる工事費等の減であります。

3目農地防災事業費は16億3,737万円の減額で、ため池等整備事業費は、国の経済対策に対応するとともに、事業費の確定等による所要の整理をしようとするものであり、農用地災害復旧関連区画整理事業費は他の復興事業や地元との事業計画の調整等により、工事

の一部を次年度に延伸したことによる工事費等の減であります。

4目農地調整費は3億3,194万3,000円の増額で、農地中間管理事業等促進基金に積み増し等を行おうとするものであります。

4項林業費、1目林業総務費は2,009万6,000円の減額で、その主なものは人件費等の管理運営に要する経費や一般会計から県有林事業特別会計への繰出金の額の確定によるものであります。

2目林業振興指導費は10億9,165万円の増額で、その主なものは、森林整備加速化・林業再生事業費で、国の経済対策に対応し、搬出間伐及びそれに必要な森林作業道の整備、木材加工流通施設及び高性能林業機械等の整備に要する経費に対して補助しようとするものであります。

3目森林病虫害等防除費の1,160万2,000円の減額及び4目造林費の1,428万1,000円の増額は事業費の確定等に伴い、所要の整理をしようとするものであります。

5目林道費は2億5,524万円の減額で、林道整備事業費等の事業費の確定等に伴うものであります。

6目治山費は2億6,698万9,000円の減額で、治山事業費は国の経済対策に対応するとともに、事業費の確定等による所要の整理をしようとするものであります。

7目林業技術センター費は157万7,000円の減額で、管理運営に要する経費の確定によるものであります。

5項水産業費、1目水産業総務費は6,783万2,000円の減額で、国庫補助金返還金の確定等によるものであります。

2目水産業振興費は6億5,622万3,000円の減額で、その主なものは、サケ、マス増殖費で、サケの回帰が見込みよりふえたことにより、親魚確保対策に要する経費の減額など、事業費の確定等によるものであります。

3目水産業協同組合指導費は2,045万円の減額で、その主なものは漁業近代化資金利子補給及び漁業経営維持安定資金利子補給の事業費の確定によるものであり、4目漁業調整委員会費の352万7,000円の減額、5目漁業調整費の33万4,000円の増額、6目漁業取締費の99万8,000円の減額は、いずれも人件費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

7目水産技術センター費の3,208万3,000円の減額は、管理運営費及び試験研究費の事業費の確定によるものであり、8目内水面水産技術センター費及び9目漁港管理費はそれぞれ管理運営に要する経費の確定によるものであります。

10目漁港漁場整備費は30億4,823万3,000円の減額で、漁業集落防災機能強化事業費補助は市町村が行う復興交付金基金事業であります。事業の実施状況を踏まえ、減額しようとするものであります。

次に、11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費であります。当部の所管分は2億2,113万円の増額で、水産技術センター施設災害復旧事業費は国

庫補助金の追加に伴う海底ろ過槽機能回復復旧工事費等の増であります。

3項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費は16億2,952万5,000円の減額で、その主なものは農地等災害復旧事業費で、農地の復旧に他事業で発生した土砂を活用したことによる工事費等の減や、海岸保全施設災害復旧事業費で他の復興事業との調整や協議等により、工事の一部を次年度に延伸したことによる工事費等の減によるものであります。

2目林道災害復旧費の5億2,843万8,000円の減額及び3目治山災害復旧費の1億8,692万2,000円の減額は、現年災害に係る工事費の減など、事業費の確定等によるものであります。

4目水産業用施設等災害復旧費は26億8,632万1,000円の減額で、共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助及び水産業経営基盤復旧支援事業費補助は、事業実施主体の事業計画の見直しに伴う事業の取り下げによる減など、事業費の確定によるものであります。

5目漁業用施設災害復旧費は3,117万円の減額で、漁業用施設災害復旧事業の事業費の確定等によるものであります。

6目漁港災害復旧費は18億2,393万1,000円の減額で、市町村のまちづくり計画等の調整や協議により、工事の一部を次年度に延伸したことによる工事費等の減など、事業費の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その3）第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は6款農林水産業費の189億9,644万2,000円及び11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費のうち水産技術センター施設災害復旧事業の2億2,889万6,000円、3項農林水産施設災害復旧費の373億6,712万5,000円の計565億9,246万3,000円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは、国の経済対策によるもののほか、入札不調や計画調整及び用地交渉などに不測の日数を要し、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。第3表債務負担行為補正の1追加の表中、治山事業が当部の所管であり、平成26年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るもので、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、2変更の表中、当部所管に係るものは4件であり、農業近代化資金の融通に伴う利子補給については、当該資金の平成26年度融資実績が増加したことに伴い、限度額を変更しようとするものであります。また、畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業及び海岸保全施設災害復旧事業は、いずれも平成26年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、工事施工計画の変更等に伴い、それぞれ債務負担行為の期間あるいは限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。議案第84号平成26年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出

それぞれ4,286万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億7,669万8,000円とするものであります。これは、貸付金及び償還金の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

議案第85号平成26年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ3億8,054万円を追加し、予算の総額をそれぞれ36億9,885万2,000円とするものであり、事業費の確定等に伴う整理のほか、国の経済対策に対応し、県有林事業費を増額しようとするものであります。

次に、第2表繰越明許費であります。これは県有林事業費について、県行造林造成事業及び模範林造成事業並びに公営林造成事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第86号平成26年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ8,140万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ12億2,417万3,000円とするものであります。これは貸付金及び償還金の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

次に、議案第87号平成26年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8億8,844万1,000円とするものであります。これは、資金の運用益の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げます。議案第97号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業のほか2事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、議案第98号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産環境整備事業の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益村の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**渡辺幸貫委員** 農地中間管理機構について伺います。

基金であるとか売買の促進で予算を見ているようですけれども、去年はコスト割れだったこと、在庫があることで、恐らくことしも米は非常に難しいだろうとこういうことで、不耕作地がふえるのだと思うのです。少なくとも私のいる中山間地あたりは、今のままでもどうも割り当てはこなせないのではないかとこの雰囲気なのです。そういうことになれば、誰かに借りてくれと言ったって、不耕作地を改めて誰かが借りるかということ、それはかなり難しくなると見ています。貸し手2万円とか、借り手2万円、3万円とか補助を出

すのはいいのだけれども、それが10年間も続くという契約なので、10年続く保証はどこにもないし、途中でギブアップしたらどうするのだろうという不安があるのですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○**千葉担い手対策課長** 農地中間管理事業につきましては、原則10年間で農地中間管理機構が借り受ける制度です。今年度は、2,400ヘクタールほどの貸し付けが行われることとなりました。地域的には、やはり平場の水田地帯のほうが多いですけれども、いろいろと制度の周知を図りながら各地域でマッチングを図っているところです。本年度の貸付期間につきましては、実際に貸し付けを行う全ての農地について、10年間の契約を行っておりまして、今後その契約が営農の状況により、途中で解約という懸念もありますけれども、営農を進めていった中で、土地代などについてはいろいろと協議をしながら途中で変更ということもあり得るかと考えています。

○**渡辺幸貫委員** さきほど、2,400ヘクタールの貸し付けの話がありましたが、この予算は、その数字が、積み上がってくる予測で立てた予算とっていいのですか。

○**千葉担い手対策課長** 平成30年までの間に約1万5,000ヘクタールを農地中間管理機構へ貸し付ける計画を組んでおりまして、今年度は2,000ヘクタールの貸し付けを行うということで平成26年度予算を計上しております。したがって、その量については、今年度は達成できるということになったわけです。

○**渡辺幸貫委員** 米価の見通しについて、予測は誰もわからぬというところもあるのでしょうかけれども、ことしはどうなる、来年はどうなるという予測がなかったらこの貸貸は進まないと思います。予算がたくさんあって、不耕作地になる前に、どんどんやって、5年間で終わって、皆どれも同じような金額ではできないと思うのですが、まずその基礎を教えてもらって、その上で、ことしでいいのかどうか、その辺の見通しについてはいかがですか。

○**千葉担い手対策課長** 米価の見通しにつきましては、今のところ貸借の面積の計上については、単価的な部分の考慮はしていない状況であります。ただ、賃料の設定につきましては、農地の出し手と受け手の双方の意向を把握した上で機構が契約をするという形になっておりますので、その年々の貸借に当たってはその年の米価等を考慮した形での賃料設定になろうかと考えております。

○**渡辺幸貫委員** 農家の人は、農地中間管理機構が誰にでも貸せるので、米価が厳しいとか、賃料とか、余り期待していないです。耕作者の平均年齢が66.7歳ですから、それからいっても無理だろうということで国も認めて、農地中間管理機構でこういう数字を出しているのだと思うのです。そうすると、米価もだめだし、年齢もそうだとすれば、早く貸さなかったら、国がそういう予算を措置したからやっていらっしゃるのかもしれないけれども、とても5年間平均にこの事業が進むとは考えられないです。ことしできたら、来年はできなくなってくるように、きっとだんだんそうなるのだと思うのです。だから、今、10年間賃料を考えていったとしても、担い手がいらないから、途中でできなくなったと

きには3万円や2万円はどうなるのかということです。新しい貸し手を探すのも、本人がギブアップして、10年間はだめだからと返されたって、返されたほうは農機具を既に売っていますからやれませんか、また10年間農地中間管理機構がお世話してくれるのだから、新しい貸し手に必ず貸して、もらったお金をもう使ってしまったのであれば、賃料はただでもいいというような状態にならないかと思うのです。ですから、途中で受け手がギブアップしたら、それはどう処理されるおつもりですか。

○千葉担い手対策課長 途中でのギブアップということにつきましては、あくまで農地中間管理機構が10年間借り受けるということですので、農地の受け手が途中で契約を解除するという事になれば、当然ながら農地中間管理機構が所有して次の借り受け者を探すということになります。

○渡辺幸貫委員 そういうルールだろうということはお分かりますけれども、それがうまくいかないのではないかとこのことを質問しているわけです。もしうまくいかなくて、3年間不耕作地になっていたとすれば、農業委員会はどうしますか。それは農地ではないという、もう一つの法律が出てきます。そういう難しさを抱えているのではないかとこのことを質問しているのです。お答え願います。

○高橋農業振興課総括課長 委員がおっしゃる懸念は、こちらもおもって考えています。今の米価は確かに下落傾向にはありますが、麦や大豆あるいは野菜など、さまざま組み合わせで立派に営農をされている形態もあります。そういったものも含めて、営農指導とあわせてこの農地中間管理機構を有効に活用していきたいと考えています。特に借り受け希望者については、1万5,000ヘクタールの目標に対し、既に1万5,000ヘクタールに手が挙がっています。そして、一方では、地域集積協力をいただいて機械、施設を導入して低コスト化を実現しようとする目標が2,000ヘクタールに対して2,400ヘクタールほどのペースで来ていますが、有効な部分を使おうというインセンティブが働いているものと理解しています。こういった部分を営農もあわせて農地の集積を図り、担い手を育成してまいりたいと考えています。

○渡辺幸貫委員 申し込みが既にたくさんあるということは、前にも報告がありました。それはわかっているのです。けれども、それが何年もたたないうちに耕作者の平均年齢が上がるわけだから、5年間たったころにはもういないのではないかとこのことを危惧して、結論的には予算の配分はこれで大丈夫かということをお聞いているわけです。今はあるけれども、申し込みがあったその数字は架空の数字で、とりあえず申し込むと言っているだけで、遠いなどの条件の悪いところは全部断るということになると、実績の数字は、とても1万5,000ヘクタールなんてないのではないかと、この3分の1もあるかどうかかわからないと心配しています。恐らく申し込みと出し手のアンバランスが物すごく多いと思います。アンバランスがこれだけあるわけだから、それを合致させてうまくやるというのはかなり難しいと危惧しているのですけれども、部長から聞いて終わります。

○小原農林水産部長 農地中間管理事業については、国の制度の新しい事業であるという

ことで、さまざまな懸念、心配の声があることも事実ですし、これが本当に計画どおりいくのかどうか、さまざまな課題があると認識しておりますが、一方でこの制度を使って、農地の集積も進めていかなければならないという思いもあります。借り手と出し手のギャップがあることもそのとおりです。岩手県の場合は、初年度となる今年度は、幸い他県に比べまして、おおむね順調に推移してきています。ただ、これが本当に今後もうまくいくかということは、かなり心配な面があります。優遇策は、ことしも、来年も、さまざまありますので、できるだけ早く進めたいという思いがありますが、地域によって、まず周りを見ようと、模様眺めというところもあります。それがうまくいくのかどうかの話し合いが、今盛んに地域でなされていると承知しております。いずれ進みながらさまざまな課題が出てくると思っていますので、その際は、必要な支援等について、その都度国に対して働きかけてまいりたいと考えています。

○喜多正敏委員 農地中間管理事業等促進基金積立金の補正前と補正後の額が3倍になるわけですが、この積算根拠について、当初の予算が何年間の対応ということを見て、そして今度かかる分ということとなっているのではないかと思うのですが、それについてお答え願います。

○千葉担い手対策課長 今回の補正につきましては、国の経済対策により追加で基金に積み立てをするものでありまして、本年度は2,000ヘクタールの目標を組んでいたわけですが、来年度は3,600ヘクタールの集積を目標といたしまして、基金の積み立てをするということで増額するものであります。

○喜多正敏委員 いわたの恵みブランド販路回復・拡大事業費について、今回計上されているわけでありまして、首都圏でのフェアの開催、それから内外等と言うから海外へのPRもあるという説明だと思っておりますが、具体的にはどういう中身で開催しようとしているのかお伺いします。

○上田流通課総括課長 まず、輸出ですが、今年度東南アジアを中心に市場調査を出しておりました。輸出先としてはベトナムとフィリピンがかなり有効ではないかという結果報告をいただいております。今年度まずベトナムを手がけておりまして、今職員が行って、ベトナムで活動をやっています。来年度に向けましては、このベトナムを中心として、これまであるパイプを拡大するとともに、フィリピンで新たな販路開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、首都圏のフェアですが、県の農林水産物全般にわたり売り込んでいくようなフェアは、ここしばらくは開催しておりません。米の新品種等それぞれの品目ごとに焦点を絞ったフェアを開催してまいりました。そういったことを控えて、岩手県の農林水産物を強力で売り込んでまいりたいと考えておりまして、今回予算をとらせていただいて、来年度、農林水産物全般について岩手県の評価を上げてまいりたいということでフェアを開催したいというものです。詳細な内容につきましては、プロポーザル、コンペにより、それぞれの事業体からの企画提案を受けまして、ふさわしいものをピックアップさせていただ

いて、そことタッグを組みながら開催していくということで考えているものです。

○喜多正敏委員 そうしますと、これは2月補正ではあるけれども、平成27年度の事業だということですか。

○上田流通課総括課長 平成27年度に繰り越しての実施を想定したものです。

○喜多正敏委員 本県は林産県であります。その中で高性能林業機械導入促進事業補助金が計上されていますけれども、高性能林業機械というのは、具体的にどのような機械で、その機械等については県内の林業メーカーが使われているのかどうか、お伺いします。

○菊池林業振興課総括課長 前は、山に入りまして、チェーンソーで切るという時代がありました。今はそれを機械で切って、倒して、一定の長さに切って、それをトラックに積みみます。あとプロセッサという機械もあります。それらを運ぶフォワーダという機械もあります。あと集材のために、例えば尾根から下のほうにワイヤーを通して、ワイヤータワーを建て、ロープウエーのような感じで運ぶパワーヤーダという機械もあります。それらをさまざま導入して、省力化、能率化を図っているという実態です。

○喜多正敏委員 本県にも林業メーカーがあるわけですが、林業メーカーを育成する観点からも、県産のものが使われているのかどうか、支援も含めて、お伺いしたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 県内で、国産の機械を販売するところ、製造するところがありますが、高性能林業機械となりますとやはりオーストリアやドイツ製のものが能力は高いものでありまして、そういうものの輸入なども取り組んでおります。

○佐々木大和委員 今いろいろな公共事業があり、特に沿岸地区の復興事業に絡んでは、事業の延伸ということで入札不調とか用地確保の問題等あるようではございますけれども、本来の人材確保の問題で、岩手県においては、農業で働く人、林業で働く人、漁業で働く人たちの所得と、農道とか林道とか公共事業で働く人たちの所得の差が前から話題になっていたのですけれども、それぞれの日当についての状況はどのようになっているのでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 農業で働く人の日当ですが、あいにく資料を持ち合わせていませんけれども、オペレーターであれば、大体1日1万円強が支払われている状況です。

○阿部森林整備課総括課長 林業の関係です。具体的な日当という形では把握していませんが、林業事業体からの聞き取り調査では、年間大体60日以上稼いでいる方を林業従事者という形で捉え、その方々の平均の収入が年間約200万円と聞いております。

○山口漁業調整課長 漁業の就業者の日当等ですが、統計的に調べているものはありませんが、例えば漁協の定置網における乗組員の年収が大体300万円になっておりますし、今、操業されていますイサダ船の乗組員の日当が大体7、8千円と聞いております。

○佐々木大和委員 それぞれ本業として、農林漁業で就労してもらいたいという気持ちはあるのですが、これは以前からそうですけれども、土木関係の事業が多いと、その補充人員は農林漁業者が非常に多く、本来の業務のほうに行かないで、アルバイト的にでも外へ行って働いたほうが効率がいいというのが実態にあると思います。実際に、今復興事業が

たくさん出ていますので、特に農林業関係よりも国土交通省関係の事業のほうの積算率が高いために、土木に就業する人の単価が高いというようなことが現実に見られるところもたくさんあります。こういう状況が続くと、本来、本業で生活してもらいたいというのが一番なのですが、沿岸の復興事業があれだけ出ておりますので、そこに働く人は最初から足りないのです。そういうところにどんどん引っ張られていっているのが今の農林漁業の実態だろうと思います。その辺に着眼した対応を検討すべきだと思いますが、部長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

○**小原農林水産部長** 復興事業で単価等に差が生じ、農林水産業の従事者が復興事業に流れているという実態は我々も伺っています。基本的に復興を進めなければならないという思いはあります。人材の確保なり応援の確保は、ほかの県、ほかの地域から多く持ってくる必要があるのだらうと思います。県内では、どうしても1次産業のほうから流れていくという懸念がありますし、それで現に作業等がおこなわれているという話も聞いています。これについては、行政としてどのような対応が可能なのか検討しておりますが、さらに効果的な対策について、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

○**高橋孝眞委員** 農業分野も漁業分野についても利子補給の額が減額になっています。補助金制度のほうの利子補給金額そのものが減額になっているということは、投資がかなり落ちているということにつながるのではないかと考えているのですけれども、具体的にどのようなになっているのか、さらに、ことしの農業投資は補助としてどの程度行われているのか、水産業も含めてお伺いします。

○**高橋団体指導課総括課長** この利子補給の減額補正につきましては、当初予算を確保したときに、使われる利子補給金額を想定して予算化しているものですから、実際には十分に使われた場合でも、結果的にそこまで使われなかったということです。

○**藤代企画課長** 農業、林業、水産業別の投資額、補助金額についてですが、補助金額の数字は手元に持ち合わせていないのですが、2月補正現計時点での予算額は、全体計で1,324億円になるものですが、農業が457億円、林業が234億円、水産業が632億円となっているところです。

○**高橋孝眞委員** 予算をつくる際は、大変厳しい予算をつくりますという中で、多目に予算をとっていましたがという回答だと思うのですけれども、林業、水産業につきましては、逆算をしますと20億円近くの投資が減っているということになるのではないかとと思うのですけれども、そんなにたくさん枠をとらなければいけなかったのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○**高橋団体指導課総括課長** 利子補給しているものの中に漁業経営維持安定資金というものがあります。この資金につきましては、融資枠を3億円という形で見ておきまして、予算的には2,163万3,000円を予定しておりました。1月末における、この基金の貸付件数につきましては、現在ないというところではありますが、間違っても基金が足りないということがないような形で枠の確保を行っている関係から、このようになるものと理解して

いただければと思います。

○高橋孝眞委員 生産を上げるということは、ある程度投資をさせなければいけないわけですので、そういう枠をきっちりとっているというのであれば、それなりの指導体制を確立して進めていかなければ、一方では1次産業を拡大しますと言いながら、予算をとったからいいのだという感じになってしまうのではないかと思いますので、予算少なくしなさいという意味ではなくて、予算を獲得しながら、ぜひ投資拡大をさせていただきたいと思います。そういうことが岩手の農業にかかわってくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

繰越明許費の中で、565億円が繰越と聞きましたが、その中には、今回の補正の経済対策分が入っているということですが、経済対策を除いた金額はどの程度か教えていただきたいと思います。

○藤代企画課長 今回の繰越明許額につきましては、566億円で、そのうち経済対策分については46億円ほどを計上しており、経済対策を除きました繰越明許額につきましては520億円ほどになります。

○高橋孝眞委員 520億円の中には入札不調の問題があり、復興そのものについて、大分おこなっているという感じがするわけでありませうけれども、部長は、その辺をどのように考えておられますか。

○小原農林水産部長 この繰り越しにつきましては、まちづくりとの調整などで事業が計画どおり進まないものや入札の不調もありますけれども、さまざまな要因が絡んでいます。やはり事業を執行する以上は、地域の了解を得ながら地域のまちづくりと一体となって、計画の調整をできるだけ早期に進められるよう努力してまいります。

○高橋孝眞委員 復興がおこなっているのではないかとということに対する回答をいただきたいわけでありませうけれども、どうでしょうか。

○小原農林水産部長 復興につきましては、復興計画に基づいて、基本的に計画どおり進んでいると認識しております。しかしながら特に水産業の関係の防潮堤など、事業によっては、当初見込んだ計画よりおこなっているということはそのとおりです。

○高橋孝眞委員 農業共済組合について、1県1組合ということで4月1日から合併をして、新たに運営すると聞いております。県は十分指導してきていると思うのですが、今回の合併のメリット、また、県が指導した中身について教えていただきたいと思ひます。

○高橋団体指導課総括課長 農業共済組合につきましては、現在七つあるわけですが、ことしの4月1日から一つに統合することになっています。この取り組みにつきましては、県が岩手県1組合化推進協議会というものを設置し、その協議会に参加するほか、細かな規則の設定など、さまざま指導してきている状況にあります。

合併のメリットですが、農業に携わる方々が少なくなっている状況で、それぞれの組合でも対象となる方々が少なくなっています。それを解決できるというのが最大のメリットと考えています。一つの組合になることによって、同じ仕組みの中で動いていくことで効

率化が図られると考えています。

○高橋孝眞委員 組合資格についてですが、農業に従事しているというよりは土地を持っているのが組合資格なはずだと思っているのですけれども、人数が減ることについては全然関係のない話ではないかと思うのです。

今回いろいろ聞いてみますと、事業は一本化しますけれども、3年間は七つの共済組合それぞれが独自にやりながら、その間に、事業調整をして、3年後をめどに統一した仕組みに持っていきたいと聞いたのですけれども、その辺の指導はどうなっておりますか。

○高橋団体指導課総括課長 統合するに当たって、急激に一本化していくということについては、検討の中でもいろいろ調整した経緯もありますが、規則そのものにつきまして統合していますので、3年間で事業を統合していくことにはなっていないものです。

○高橋孝眞委員 合併については、県が認可していくことには間違いはないと思うのですけれども、そういう意味合いからしますと、合併計画については組合のメリットを含めた中身に十分調整をして、合併を進めることになると思うのですけれども、今回のような指導の方法では、全然違うのではないかと思います。きっちりとした県下統一の進め方、事業のやり方をなぜ指導してこなかったのか、規則だけ定めればよいというものではないと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○高橋団体指導課総括課長 規則のほか、事業についても統合していく形で進めています。例えば、合併の中で、一番安い掛金のところに誘導していくことによって、組合員の方々にもメリットがあるという形にしておりますので、別々のことをやるという形にはなっていません。

○高橋孝眞委員 具体的に言いますと、私は、牛を飼っていますけれども、獣医のなり手が少ないという話もあり、獣医の不足があります。そして、今農家戸数が減ってきて、牛を飼っている人たちも少なくなってきました。そういう点で最近の獣医は、診療する際に移動時間や距離が多くなっていることから、効率化するような仕組みが必要ではなかったかと思っているのです。例えば岩手中部から見ますと、西和賀町で診療して北上市まで来ると、半日かかってしまうような移動距離になってしまうわけで、そういうところの体制をつくった上で合併すべきではなかったか、例えば診療にしても雫石町のほうと一緒にやらせるような仕組みをつくってもよかったのではないか、そういう整理をして初めてメリットが出てくるのではないか、今回のような合併では、組合に対するメリットは全くないのではないかと思うのです。いずれ認可するほうは、そういう本来的なメリットがあるということで認可をしていくものだと思っておりますので、そういう指導を今後やっていただければとお願いしたいわけですが、どうでしょうか。

○高橋団体指導課総括課長 共済組合も独立した組織ということで、自分たちでどのように改革していくか検討している経緯があります。その中で、県としてもさまざまな形で助言とか指導をしているところです。獣医師の関係についても、やはり貴重な存在だということで、検討会の中でさまざま議論されたと聞いておりますので、引き続き、組合員の方々

に効果的な形になるように運営していきたいと思えます。

○藤代企画課長 先ほど繰越明許費のうち経済対策を除く繰越額について、520 億円と御答弁申し上げたところですが、経済対策 46 億円のうち繰り越す金額につきましては 34 億円ですので、経済対策を除く繰越額につきましては 532 億円となります。訂正させていただきます。

○高田一郎委員 いわてニューファーマー支援事業について、これは青年就農給付金にかかる予算措置になりますが、平成 26 年度の事業確定見込みによる補正が 2 億円になっていますし、国の経済対策への対応として 2 億 3,000 万円ぐらい増額補正しておりますけれども、これは継続対象者の前倒し給付ということですが、どういうことなのでしょう。そして、当初の見込み額から 2 億円減額補正になったということは、対象が少なかったということだろうと思えますが、この原因をどのように分析しているのか伺います。

それから、平成 24 年度から始まった事業で、大変いい制度設計だと思うのですが、この間、どういう実績をつくってきたのか、数字的にもどの程度か、準備型と経営開始型のそれぞれに対応してどういう役割を果たしてきたのかを含めて、詳細にお伺いしたい。

○前田農業普及技術課総括課長 国の経済対策については、経営を開始している方々に対する給付金の平成 27 年度の支給分を、幾らかでも前倒し、規模拡大や、生活の安定などに使っていただきたいという趣旨であります。平成 27 年度に給付されるうち 279 人分が前倒し支給になります。

平成 26 年度の給付金の確定に伴う 2 億円ほどの減額につきましては、平成 26 年の当初予算編成時に国の要件として緩和が検討されているという情報があります。例えばあくまでも自営就農者を対象としたものなのだけでも、一部親元就農しても対象にするという要件緩和が検討されているということも含めて、前年度の人数、額から、少し多目に予算を計上してきたところですが、例えば親元就農でも対象になるのだけでも、5 年後には必ず親からの経営継承をしなければならないなど、実質は、入り口は緩和されたけれども、出口が依然厳しい要件だということもあって、当初の見込みよりも人数、額を減額補正したところです。

それから、これまでの給付金の成果についてです。平成 24 年度から給付が開始されておりますけれども、平成 24 年が 171 人、平成 25 年 264 人、平成 26 年 340 人と毎年給付者がふえ、特に経営開始型のほうの人数が大きくふえてきているところです。これまでの 3 年間の中で、新規就農者のうちの 40 歳未満の若い方々の数がかかなりふえてきて、給付前の平成 23 年度に比べれば、若い就農者の割合が大きくふえてきております。現在 82%が 40 歳未満の若い方になっているということであるとか、あるいは I ターンなどで、新規参入する方々が平成 23 年度に比べれば、2.5 倍にふえているというところが、効果が出ていると思っております。あとは、経営の定着、発展については、もう少し様子を見ながら検証していきたいと思っております。

○高田一郎委員 新規就農者対策を推し進める大きな役割を果たしてきましたし、今後も

充実していかなければならない事業だと思うのです。期間限定で5か年事業と思うのですが、5か年ではなくて、継続してやるべき事業だと思うのですが、国の動向はどうなっているのでしょうか。

もう一つ、2億円の減額補正の件については、中身も充実させていくために、国に対して、さまざまな要望をしていくべきだと思うのです。45歳未満でなければだめだとの年齢的な問題、あるいは親元就農でなければだめだとか、経営移譲とか、さまざまな課題があると思うのです。そこをクリアして、もっと就農できるような環境をつくっていくべきだと思うのですが、これまで取り組んできて、どこに課題があるか、事業の延長とともに、どう改善すべきなのか、どのように整理しているのかお伺いします。

○前田農業普及技術課総括課長 青年就農給付金の事業期間につきましては、当面5年間ということでスタートしておりますが、国からは5年間が終わってなくなるようなものではないというような一部の情報もありますが、確たる情報ではありませんが、引き続き継続していただきたいと、当然今後も要望していかなければならないと思います。

さらに、制度の改善点につきましては、依然として親元就農の後継者がこの対象になりづらいという制度になっており、そこは問題視していますが、昨年度、一定の要件緩和がされたところでありますので、当面はその状況を見ながら、あるいはもう少し新規就農者を目指す方々の声をじかに聞きながら、改善すべき点について必要に応じて国に対して要望してまいりたいと考えています。

○高田一郎委員 期限の延長と中身が充実するように、国にぜひ要望していただきたいと思います。

今度の補正予算には、国の経済対策を活用して、第1次産業の人材を確保するためのさまざまな予算措置がされており、農林水産業人材確保・育成対策事業費ということで4,800万円余が計上されています。これは、具体的にどういう事業を行おうとしているのか、どのような内容になっているのか伺います。

○前田農業普及技術課総括課長 農林水産業人材確保・育成対策事業ですが、これは国の地方創生の中の新型交付金を使って予算を確保していますが、例えば農業につきましては、就農相談等これまでの取り組みに加えて、農業をやりたいけれども、なかなか一步を踏み出せないという方を対象としたインターンシップ、短期の農業経験、あるいは問題となっています受け入れ経営体のほうの指導力をもう少し上げていくというような新しい取り組みを盛り込んでいるところです。林業につきましては、施業の中で、より効率的な集約化を進め、それを森林所有者にアドバイスしていく森林プランナーの養成だとか、そういった高い技術を持つ技能者の育成に向けたセミナーの開催、それから水産業については漁業への就業相談会の開催等の内容となっています。

○高田一郎委員 農業分野においては、相談会、研修、農業体験、指導者の養成、さまざまな取り組みをされるようですけども、これは県のどの部署が担うのでしょうか。また、水産業分野では、沿岸地域以外からの新規漁業就業者を確保して定着を促すための相談会、

情報発信を開催していますが、なかなか漁業にかかわる新規就業者は確保できないと思うのです。特に県外からということになりますと、住むところの確保とか、生活を保障しなければならぬと思うのですが、それについて答弁いただきたいと思います。

○前田農業普及技術課総括課長 まず、農業分野については、現在もいろいろ取り組んでいる中で大変業務がふえてまいります。その中で、岩手県の農業公社が相談窓口の機能を強化するというに加えて、できるだけ県としても主体的にかかわっていくということで、例えば若い新規就農者を対象とした経営計画を策定していくようなセミナーの開催など、農業公社と県が分担しながら無理のない形で進めてまいりたいと思っています。

○山口漁業調整課長 漁業分野については、平成 21 年から、国の事業であります。漁業就業フェアの開催や長期研修の制度がありまして、漁業研修をしてもらうという事業を進めております。その中で、定着率を高めるための取り組みが必要ということで、地域の生活の状況把握、情報の提供、相談などに取り組んでいます。

一方で、宮古市で先行しているのですけれども、地域の就業の協議会を設置していただきまして、そこで住む場所のあっせんも進めていきたいという動きがあります。この取り組みを沿岸地区の市町村に広めまして、この事業だけではなく、いろいろ組み合わせて定着化を進めていきたいと考えています。

○高田一郎委員 いわての恵み販路回復・拡大事業、あるいは今度の補正予算にはいわて農林水産業 6 次産業化推進事業などの予算措置がされており、ワカメ、コンブの販売促進、商品開発などを進めていたのですが、宮古市役所の担当職員からさまざま事情を聞きました。ワカメ、コンブの価格が 6 割弱と、なかなか震災前に戻っていないということで、恐らく沿岸全体の状況になっていると思います。風評被害などさまざまな要因が考えられますが、採算状況から見てどうなっているのか、そして、風評被害対策として、特に関西圏に対するさまざまな取り組みをやっていると思うのですが、その状況についてどうなっているのか、その課題も含めて答弁いただきたいと思います。

○上田流通課総括課長 ワカメ、コンブの現在の販売等の状況については、特に関西圏でまだシェアが戻っておりません。やはり風評被害という観点での買い控えもあるとのことですが、本県産の産物の在庫があるという事情もあり得ます。それで、今年度、関西圏を中心に、さまざまな販路回復に向けての商品の安全性、魅力を消費者の方に理解していただくような取り組みをしてまいりました。即効性はないにしても、効果はかなりあったと聞いております。特に御協力をいただいた関西圏のシェフの方々がたくさんおられますけれども、マスコミでも広く取り上げていただくなど、効果はあったものと思っております。今回は補正予算ですが、来年度に向けましてはさらに消費者と直接向かい合って、本県のワカメ、コンブなどの水産物の魅力を発信したいということで、県漁連さんと協力をしながら関西圏でのフェアを展開していく準備を進めているところであり、平成 27 年度の予算の中に盛り込みたいと考えています。

○山口漁業調整課長 ワカメ養殖の生産の実態ですけれども、養殖施設につきましては、

震災前の 71.5%くらいに回復しております。生産量につきましては、平成 25 年度は震災前 3 カ年の 75%、昨年度が 66%と若干下がりました。これは、昨年度冷水が沿岸に接岸しまして、かなり海況の状況が悪かったということであります。震災前よりも若干少なくなっているということで、現在各漁協で地域再生営漁計画を作成しております。平成 29 年度を最終年度にいたしまして、生産の拡大、もしくは 1 経営体当たりの生産量の拡大を進める形で漁協も動いておりますので、県として指導を進めていきたいと考えています。

○高田一郎委員 関西圏への対応は、風評被害対策をやったからといって即効性があるものではないと思いますので、粘り強い取り組みをお願いしたいと思います。

それで、消滅した販路を回復していくためにはさまざまな取り組みが必要だと思います。新しい商品開発が大きな力を発揮し、成功しているところを見ると、もっと商品開発に頑張っているところがたくさんあると思うのです。例えば田老漁協などは、復興庁の地域振興マッチング支援事業を活用して、安全基準の厳しい生協などと連携して対応しているとか、あるいは民間のキリン絆プロジェクトとか、そういった、さまざまな支援がありました。被災地からは新商品開発や販売促進のためのさまざまな支援が十分ではないという話をよく聞くのです。これは、民間レベルでの支援がどんどん少なくなっているのか、あるいは国の支援が非常に薄れてきているというような気がしてなりません。震災からもう 4 年が過ぎて、事業所は再建したけれども、売り上げが落ちているところは、商品開発とか販路の拡大とか、これからが大事な時期でありますので、一層充実しなければならないと思うのですけれども、国の動向はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○上田流通課総括課長 地元の方々にお聞きいたしますと、やはり在庫を抱えて、価格についてもなかなか戻らないということで、大変御苦労なさっているという声があります。その中で、民間中心にさまざまな支援があったというのも承知しております。

まず、国の動向ですけれども、さまざまな支援に対しての補助制度はありますが、例えば水産業に絞ったものになると、非常に限られたものとなっておりますので、制度の拡大について、国に対し働きかけを強めていきたいと思っております。

それから、県の対応ですが、特に 6 次産業化につきまして、さまざまないい素材があります。その付加価値を高め、所得のアップにつなげる取組みとして、さまざまアドバイザーを活用しているところです。先日、ワカメ、コンブの売れ行きが非常に難しいことから、食のアドバイザーから普代村に対し、専門のアドバイスを行うということで、村と協議が調ったところです。その中では、アドバイザーが、新たな商品開発に向け、さまざまな提案の準備をしているところでして、このような取組みを先例とさせていただいて、沿岸部の市町村へ働きかけ、支援を広げてまいりたいと考えています。

○高田一郎委員 そういう課題がありますので、ぜひ国に対し、県としてもさらなる要望をしていただきたいと思います。

最後に、ため池等整備事業についてお伺いしたいと思います。国の内示に伴う減額補正であります。東日本大震災では、福島県でため池が崩壊して大変な犠牲者が出たという

経験から、ため池も耐震診断をして、必要な改修をやってきたと思うのですが、耐震診断の取組状況、実績はどうなっているのか伺います。

○伊藤農村建設課総括課長 東日本大震災の際に福島県の農業用ダムが決壊するなど、甚大な被害が出たということ踏まえ、国ではため池について緊急に点検をしていこうという話になっているところです。本県では、平成26年度、点検対象2,057カ所のうち年度内に1,167カ所の点検が完了となる見込みとなっています。このため池点検は、まずは堤体のはらみ出しであるとか、用水吐き等構造物の劣化状況などを調べて、より詳細な調査が必要となれば、次の点検をするわけですが、詳細な調査が必要と判定されている防災重点ため池は17カ所ありますが、これについては平成27年度に詳細調査を実施していくということにしています。

また、点検が完了していない890カ所につきましては平成26年度の補正予算、平成27年度予算を使って平成27年度早期に完了したいと考えているところです。

○高田一郎委員 ため池の耐震診断は、平成27年度で全て終了するというのですが、今の段階では17カ所が調査必要ということであり、調査をして、必要な耐震補強工事をしなければならないときに、どういう支援策があるのか、決壊した場合の浸水シミュレーションをしっかりと行って、浸水想定区域状況を策定して、大きな災害があったときにはすぐ対応できるように、地域の人たちに情報提供するといった対策がとられているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 まず、ため池点検の詳細点検等が必要なため池に対する対策については、農村地域防災減災事業等、改修等対応できる国庫補助事業がありますので、それを使って対応していきたいということです。

それから、ソフト対策になりますけれども、ため池診断をする中で、簡易ですけれども、浸水区域の想定等をしたものがあります。詳細点検が必要、あるいは危険だというため池につきましては、市町村等に湛水区域図のデータをお渡しし、ハザードマップを市町村でつくっていただきたいと思っておりますので、市町村と連携して進めていきたいと考えているところです。

○小野共委員 共同利用漁船の復旧支援対策事業費補助8億9,700万円の減額になっておりますが、これは漁業者の方々、船を必要とする方々に大体行き渡ったのでしょうか。1万4,000隻流されておりますが、今の状況を聞かせていただきたいのと、共同利用施設の復旧事業費補助と、水産業経営基盤復旧事業支援事業費補助の違いを聞かせていただきたいと思っております。

○山口漁業調整課長 まず、共同利用漁船事業につきましては、12月末現在で第2期の目標登録隻数6,693隻に対しまして6,455隻ということで96%達成となっており、基本的にはほぼ漁業者の要望に沿って整備をしているという状況と認識しております。

共同利用施設復旧支援事業と基盤整備事業の差ですけれども、復旧支援事業はどちらかというと修繕と機器になります。基盤整備事業は新規の施設の建設という内容になってい

ます。

○**小野共委員** 共同利用漁船なのですが、目標に対して実績が96%ということですが、これは平成27年度の新規で事業費が計上されているのか。

あともう一点、経営基盤復旧支援事業費補助も新規で平成27年度に計上されているかを知りたいのです。

平成27年度、平成28年度、平成29年度にかけて集中的に盛り土ができ上がってくると思いますが、まだまだ盛り土が終わっていないところがありまして、その後に、この事業計上が必要になってくる状況も発生してくると思うのです。その辺の見込み、新規事業の今後の見込みについて聞かせていただきたい。

あと、新規の漁業者の就労がふえない大きな原因の一つになっているのが初期投資の金額がかなり高いということもあると思います。ワカメ、コンブ、ホタテ、カキ、アワビの養殖業に全く新規で入ってくる場合、700万円、800万円ぐらい初期投資でかかるのだらうと思います。今の行政の補助の中では、新規で入ってくる人に対する初期投資の補助が全くないという状況にありますので、新規の就業者をふやすという政策があるのですけれども、やはりそのお金のところに何とか手をつけないとふえていかないのだらうと思います。被災地で新規就業者がふえないという原因もさまざまあるでしょうけれども、初期投資の話をもっと解消する必要があります。漁業権の話もありますので、タイミングよく、やめる人と知り合いになって、全部安い価格で引き受けるという状況がない限り、新規の就業者は入りにくいのだらうと思っております。今後の初期投資に対する補助の方針について基本的な考えを聞かせていただきたいと思っております。

○**山口漁業調整課長** まず、予算の件ですけれども、平成27年度に漁船事業、共同利用施設の事業につきましては、要望をとりまして、しっかりと予算計上させていただいております。また、繰り越し事業もありますので、それを含めまして、対応していきたいと考えております。

次に、新規就業者の件ですが、例えばワカメ、コンブを含めて養殖をやる場合に、2,000万円とかのお金がかかるのだと思います。そのお金を新規就業者が自前で用意して入ってくるというのは考えられませんので、基本的にはまずは雇用の形で、漁業者の下について技術を覚えながら資金をためていくというような仕組みが必要かと思っております。具体的には、県内の漁協には定置網を経営しているところがありますが、その定置網は、秋サケが中心となりますので、大体夏から秋にかけて給料が出ます。あと、岩手県の養殖の主なものとしてワカメがありますので、大体12月から4月くらいまでが作業期間になっています。現在の岩手県の多くの漁業者が定置に乗りながら、ワカメ養殖やるというようなパターンがありますので、こういう形で技術を覚えて、信頼関係を築いてやっていくのが必要と思っております。例えば新おおつち漁協ではワカメの定置もJFで経営しているのですが、養殖業のほうを経営して、担い手を取り込んで育てていこうという取り組みをしております。ただ、資金関係につきましては、どうしても補助金で資産を形成するとい

うのがなかなか難しいので、経営開始資金という貸し付けはありますが、結局それを返さなければいけないということ、あとは担保、もしくは連帯保証人が必要になっていきます。ましてや外部の人が簡単にその資金を活用できるかというのは難しい面がありますので、定置とかワカメ養殖の仕組みなどを取り入れながら新規就業者を確保していく方針で進めていきたいと思っております。

○**小野共委員** 例えば大槌の漁業学校のようなものを大きくセールスして、まず集まってもらい、定置に乗ってもらって、実際に漁業なり養殖のやり方をまず体験してもらってから、そういう制度があるということを知ったうえで話だろうとも思います。そういったセールスや、PRもきっちりやって、まず知ってもらおうということだろうと思います。まず来てもらって、漁業体験をしてもらおうということから入っていくのもいいのかと思いますので、その対策もきっちりやっていただきたいと思います。

あと、共同利用施設と経営基盤の復旧支援事業費の今後の見込みを聞かせてください。

○**藤代企画課長** 水産業共同利用施設復旧事業については、繰越明許が約6億円、当初予算は約5億円で、平成27年度実行予算として11億円ほどを見込んでいます。

また、経営基盤復旧支援事業費につきましては、繰り越しが12億円、当初予算が11億円、合わせて23億円の実行予算を平成27年度に見込んでいます。

○**佐々木大和委員** 被災地の農林漁業の復旧に関連していろいろな課題があると思います。県と市町村の役割というときに、農林漁業に関して、県に指導員の方も、実際の専門家の方がいるわけです。そういう意味において、現場の指導の先頭に立つのはやはり県だろうと思います。そういう中で、今被災地は、住宅の再建と、もう一つ本当にやらなければならないのはなりわいの再生です。なりわいの再生が伴わないと、被災地はこれからさらに人口が減っていくのだろうと誰もが考えていますので、そういう意味におきまして農林漁業の生産を上げていくことと、事業者をふやすことを前面に出して、農林水産業政策をやってもらいたいと思います。もう4年たつ被災地のなりわいの大きな中心の一つになっていくのは、やはり農林水産業と考えておりますので、もっともっと強く引っ張っていただきたいと思いますという期待感がありますので、その辺の役割についてお話を伺いたいと思います。

○**小原農林水産部長** 東日本大震災津波で多くの市町村が被災し、市町村における行政能力は低下し、現在も完全回復とまでは至っていないと認識しております。現在、他県などから多くの支援を行っておりますが、農林水産業の分野におきましてもやはり現地での技術的な支援、指導が非常に大切であるというふうに認識しておりますので、来年度も人的体制については十分配慮してまいりたいと考えております。

○**喜多正敏委員** 先ほど水産業のノリ、ワカメの養殖について初期投資がかかるが、その補助は、資産形成に当たるからだめだというようなことをお聞きしましたが、農業の分野で、例えばビニールハウスなどの補助があるわけです。そうしたことからすると資産形成だけの話ではなくて、同じ食料品であり、口に入るもので、しかも本県の重要な産業です。

ほかの産業については補助制度があるわけですが、水産業だけ資産形成がだめなのか、そこは理解しがたいので、もう少し吟味をして、可能な手だてを講じるとか、もう少し踏み込んで検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○山口漁業調整課長 水産にも例えば共同利用施設としてそういうような補助事業があり、今でも協業化や共同作業化については取り組んでいますし、これからも必要なものは整備するよう指導してまいりたいと考えています。

○喜多正敏委員 共同はわかります。工業の場合にも共同化ということであるわけですが、個別のそういうことについては農林水産業では一切個別の農家などを対象にした補助制度はないのですか。全て共同でなければ農林水産業では補助金は出さないわけですか。

○高橋農業振興課総括課長 農業の補助制度ですけれども、個別の農家に対してやるものは、融資残補助事業ということで、個人が融資を受けて機械、施設を整備する場合は、その残分に対して補助するという制度があります。

○喜多正敏委員 共同化、協業化することは、そのとおりだと思うのです。いずれにしても何とか産業を振興していく必要があります、漁業の場合の新規就業は初期投資がかかるということですが、そこを突き抜けないと、幾らPRしても、実態が伴わないということで、もう少し工夫していただきたいと要望して終わります。

○藤代企画課長 農林水産業の個人生産者を対象とした補助制度についてですが、原則としては2戸あるいは3戸という形の共同利用というものがまず1点あります。ただ、この中で、例えば地区として全体事業を大きく採択したものについて、個別生産者の牛舎ですとか、農地ですとか、施設を整備するという形で補助事業が組まれたものもありますので、一概に個人だけという捉え方をしますと、一般的には難しいというお答えにはなるのですが、そういう全体の事業の仕組みの中でやれるケースもあります。

○喜多正敏委員 いずれ知恵を出して、何とかその辺のブレークスルーを岩手県版としてお願いしたいと思います。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**工藤勝博委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 114 号農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**伊藤農村建設課総括課長** それでは、議案第 114 号農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区第 1 号工事、工事場所は下閉伊郡山田町船越地内、請負者は長沢産業株式会社・刈屋建設株式会社特定共同企業体となっております。契約金額は、変更前が 17 億 8,180 万 6,920 円、変更後は 20 億 2,032 万 600 円であります。

これは、東日本大震災津波によって船越半島のつけ根に位置しておりました防潮堤 580 メートルが被災したため、この工事で復旧するものであります。

変更請負契約の理由ですが、本工事は今回で 3 回目の変更となっております。これまでの変更内容の主なものについて御説明いたします。第 1 回変更は、資材等の単価を積算時点のものから当初契約時点のものに変更したほか、詳細設計の結果により地盤改良工の本数を減じたものであります。第 2 回変更は、請負者からの請求により資材等の単価変更、いわゆるインフレスライドを行ったものであります。今回の第 3 回変更は、排水樋門工を現場打ち施工から 2 次製品施工へ変更することや、上水道の仮回し移設、これを本工事で実施することなどにより契約金額を増額するほか、工事期間について、工事区域内にあったがれき置き場の撤去の遅延などによって、工事の本格着工に時間を要したことや、上水道移設工事の追加などによって、工事期間を平成 29 年 3 月 10 日まで延伸するものであります。

次に、工事平面図については、赤の着色が工事計画になっております。また、今回の変更部分の排水樋門工と上水道移設を青書きでお示ししております。

次に、標準断面図ですが、同じく赤の着色で工事計画をお示ししておりますし、第 1 回変更に係る地盤改良工を青書きでお示ししています。それから排水樋門工の構造図を、それから写真で現場打ち施工と 2 次製品施工に関して、他地区の事例をお示ししているものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 115 号船越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案につきまして御説明いたします。

議案第 115 号船越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は船越漁港災害復旧（23 災県第 612 号西防波堤）工事、工事場所は下閉伊郡山田町船越地先、請負者は梨子建設株式会社、契約金額につきましては変更前契約金額が 7 億 5,713 万 8,000 円、今回変更金額が 10 億 3,911 万 5 円であります。

工事の概要についてであります。船越漁港の西側、山の内地区に位置している西防波堤、延長 287.5 メートルを復旧するものであります。写真は、左側が被災状況、右側が平成 27 年 1 月末時点の復旧状況を示しております。

変更請負契約の理由ですが、本工事は今回で 5 回目の変更となっております。今までの変更内容の主なものについて御説明いたします。第 1 回変更は、発注のための設計書を作成したときと契約になったときで資材単価等に差があるため、請負者からの請求により単価適用年月を変更したものです。第 2 回変更は、平成 24 年度の出来形に合わせて年度支払限度額を変更したものです。第 3 回、第 4 回変更は、他工事とのブロック製作場所の調整に時間を要したこと、また作業員の確保及び資機材の調達に時間を要したことによる工期延伸です。第 5 回変更は、今回ですけれども、流用できないブロックが増となったことによる海中取り壊し数の増及び新規製作するブロックの増などによる工事費の増です。

次に、説明資料には、船越漁港の全体平面図に施工箇所を示したもの、流用できないブロックの状況及び海中取り壊しの施工状況写真、漁港の被災前後の航空写真、各施設の復旧に係る標準断面図を載せております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 3 回目、4 回目の変更の部分は工期の延長なのですけれども、これは発注者側に理由があったのか、それとも受注者側に原因があったのか、最初にお聞きしたいと思います。

○佐々木漁港漁村課総括課長 まず、ブロック製作ヤードの関係ですけれども、これは当初漁港の中でつくるということで考えましたが、先行する大きな工事等がありまして、ヤードの確保に時間を要したということです。漁港の外に確保しようと試みましたが、それがなかなかできなくて、港内ですくらするを得ないという状況がありました。この部分は、受注者からヤードの確保のお願いがありまして、発注者としても一緒になって検討して、それでもなかなかままならず、こういう形で遅延しているものです。

それから、人とか資機材とか機械の関係ですけれども、これは他の漁港でも同じように災害復旧工事のピークを迎えておりまして、漁港工事の場合はおか工事の労務者はもちろんのこと、潜水士等、特殊な労務者を必要とするわけですけれども、その労務者の確保に時間を要したということで、これは受注者のほうからのことでもあります。

それから、資材の関係ですが、復旧工事のほとんどで使用する生コン等につきましては、かなり逼迫している状況で、作業工程ごとに搬入日を生コン会社等と調整しながらやっていますけれども、しけ等により日がずれてしまいますと、すぐ翌日というわけにはいかなくて、1週間置きとか飛んでしまうような状況があります。こういう状況もありまして、業者のほうから工期の遅延ということで話があったものです。

それから、作業船ですけれども、県外から回航しているものの、しけのときに避難できる場所が限られているものですから、湾内に確保できる船の数に限度がありまして、そういう中で調整を進めておりますので、これもなかなか想定どおりにはいかず、業者のほうからの日程によりまして、発注者側としても了解した上で工期を変更しているものです。

○高橋孝眞委員 370日も工期を延長しなければいけないというのは、今の説明だけでは理由がきちっと整理されていないような気がいたします。作業員の確保とあるのですけれども、作業員を確保できなかったら最初から受注できなかったのではないかと単純に考えたわけです。そういう意味合いでは、370日も延長しなければいけないということが受注者側、業者側にあるということを含めると、スライド条項を使うということについてはおかしいのではないかと思います。理由が発注者側にあるとすれば、延長もやむを得ないと思いますが、受注者側に理由があるならば、そこにスライド条項を使うということについてはおかしいと思うのですけれども、その辺はどういう整理をしておるものなのでしょうか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 人とか資材等の確保で、受注者のほうから申し出がありまして、それで発注者のほうとしても了解の上で延ばしたということで、その時点で工期がずれてしまうわけです。そういう中で、業者のほうはずっと働き手の確保に一生懸命取り組んでいるわけですけれども、実現しないという事情を了解したわけです。そういうことになりますと、工事ができないで、ある時期からまた工事がスタートできるという状況になりますので、その時点で確保されている労働者の単価ということになろうかと思っておりますので、スライドを考慮するというをしなければならぬのではないかと思います。

○高橋孝眞委員 そもそも受注するほうに問題があったのではないかと、最初にこの工事を

請け負う能力がなかったのではないかと思うのです。作業員を確保してあるから、仕事を受注したということになるのではないかと話をしているわけです。

それから、いろいろな工事とかち合って、作業員が不足していましたというのは、本来的には理由にならないわけでありまして、そういう意味合いではスライド条項を使うこと自体がおかしいのではないかということなのですけれども、もう一度お願いします。

○佐々木漁港漁村課総括課長 同じ漁港の中で、他の大きな工事が動いていると申しましたけれども、それはもちろん別の業者の方が請け負ってやっているわけで、その方々も自前で働き手を確保して取り組んでいるわけです。その工事があるから、今回の工事がというわけではなくて、請け負った会社の中でいろいろ働き手の確保を県外とかいろいろなところから調達しようと試みられておりますけれども、それがなかなか実現しなかったということで、もちろん、当初は、働き手を確保できるという見込みを持っておられたのではないかと思います。

○高橋孝眞委員 どうも納得いかないのだけれども、確保できなかったら受注できなかったわけですから、人を確保しているから受けたのだと思うのです。そういう意味合いでは、きちんと初めに工程表を出しているでしょうし、ただ仕事だといったって全体の工事は部のほうで全部把握しているはずなのです。そういうことから見ると、きちんと全体を管理さえしておけば、おくれるということにならないと思うのです。全体の工程管理がきちんとされていないのではないですか。一つだけの工程管理をするのではなくて、何件かある全部の工程を把握して管理していく必要があるのではないかと思いますし、今のようなことでは、これからも全ておくらせてしまうのではないかと思いますし、今のようなことでは、期間中は、このくらいで365日と言っているが、今のようなことをやって、海が荒れましたなどの話になれば2年もかかってしまう話になっていくわけですから、それに最初から対応できるような仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。

○佐々木漁港漁村課総括課長 働き手の件は、業者のほうでは県外の方などから調達する努力はされていますが、一方で資材関係のほうで調達がままならなくて、働き手は現場にいるのだけれども、仕事が予定どおりできないというケースも起こっております、そのところは単に人だけというわけではなくて、資材も絡んできますし、機械も絡んできますし、そういうのがトータルで影響して延びていくというような状況です。

それで、業者のほうでは、もちろん働き手が必要だということで一生懸命確保するということは当初時点ではできると踏んでやっておられると思いますけれども、その後、いろいろ事情が変わってきて、なかなか思ったようにいっていない部分は確かにあろうかと思っています。

それから、いろいろな工事をトータルでやるというのは、なかなか難しい部分があるのではないかと思います。今のところは、漁港の中の工事でのヤード調整など、そういう範囲でのことしかできていかない状況です。

○高橋孝眞委員 資材は、県のほうで供給するというのではないはずですから、請け負うほうがきっちり調達できるという中で請負をしているのでしょうかと言っているのです。それをいろいろな理由をつけてできませんでしたというなら、最初からそういう人は入札に参加する資格がなかったのではないかということをお願いしたいということです。

トータルでと言ったのは、1人が一つの工事を見ているのかもしれませんがけれども、10件だったら10件、全体の工事発注しているものの進捗状況などを1カ所で管理することによって、おくれることも最小限にすることができるのではないかという気がするのです。一つ一つ見ていると、仕方ないと言うかもしれないけれども、全体を見ているともう少し違う仕組みが出てくるのではないか、発注しているものの全てをそういうような管理をすれば、もうちょっと違うのではないかという意味です。

○高田一郎委員 工期が370日伸びたという理由に、作業員の確保、資機材の調達に時間を要したということで、これは後に続く工事にかかわるのですが、作業員の確保、資材の調達がままならないという現状、全体の状況について、実際どんな状況になっているのかお聞かせいただきたい。

それから、労務単価、資材単価の上昇ですが、具体的にどのぐらい上がっているのか、その数字も示していただきたい。

○佐々木漁港漁村課総括課長 まず、資材の状況ですけれども、沿岸部ではコンクリート関係が逼迫している状況が続いています。県北は比較的余裕があるかもしれませんが、宮古以南は逼迫している状況です。石材関係も捨て石関係はやはり厳しく逼迫しておりまして、県外から持ってきてやられているような状況です。普通の道路関係などで使う石材関係もかなり逼迫している状況というのは伺っていました。

そういう中で、県では、国、市町村、事業組合、それらの方々が集まる組織をつくっておりまして、資材の供給の調整はそこでできるだけやって、お互いの工事が順調に進むように取り組みをしてきております。ただ、供給量に限りがある中で、なかなかそれぞれの工事が思うとおりにいく状況ではないと思います。

それから、単価ですけれども、ここの工事の場合ですと、普通作業員の場合は当初設計をしました平成24年8月の時点では1日1万1,800円で、平成26年の4月時点では1万6,100円。それから、潜水士の場合は、平成24年8月当初の場合は2万8,000円であったものが昨年の4月時点では3万8,300円、資材関係につきましては、生コンにつきましては平成24年8月時点で立米1万5,000円でしたけれども、平成26年4月時点では2万200円ということです。あと、捨て石ですけれども、これも平成24年8月時点では立米5,650円であったものが平成26年4月には6,000円という状況です。

それから、作業員確保の関係ですけれども、一番厳しいのは型枠をつくる大工とか鉄筋を組む鉄筋工の方々の確保がままならないという状況がずっと続いていると伺っています。この方々がやはり現地のコンクリート工事をやるときには絶対必要な方々なわけですけれども、この確保がままならない状況と伺っています。ただ、普通作業員の方々につきまし

ては、それよりは比較的緩くて、県内のほうからも多数来ていただいている状況であると伺っております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 116 号門の浜漁港船揚場ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 議案第 116 号門の浜漁港船揚場ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は門の浜漁港災害復旧（23 災県第 185 号ほか）工事、工事場所は大船渡市末崎町地内、契約金額は 5 億 738 万 4,000 円、請負者は株式会社佐賀組であります。

入札結果説明書、入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

工事の場所は、大船渡市末崎町の門の浜漁港です。工事内容につきましては、平面図と写真をごらんください。工事の概要ですが、船揚げ場、護岸、臨港道路までを復旧するものであります。各施設の工事数量につきましては、資料に記載のとおりとなっております。この工事で門の浜漁港の災害復旧工事は全て発注になります。

門の浜漁港の全体の平面図に施工箇所を赤色で示したものと、それから漁港施設の被災前後の航空写真、各施設の復旧に係る標準断面図を載せております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 先ほどの工事については、人材の確保なり、いろいろ問題ありますけれども、コンクリートの供給等についても厳しいというお話がありましたけれども、この工事については 2 次製品を使うとかそういうことではないように思いますけれども、工事等についてそういうような支障は一切ないと考えてよろしいのでしょうか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 本工事は、門の浜漁港の最後の工事ということで、仕上げの工事になります。いろいろな小さな構造物がたくさんあるという工事になります。資材、生コンクリートが中心の工事になりますので、資材の確保については十分に調整等を計ら

った上で、人についても確保した上でやっていかなければならないというのはそのとおりです。ただ、県としては、平成 27 年度中に漁港の復旧を目指すという目標を持っており、それが実現するように調整をして取り組んでまいりたいと思います。

○高橋孝眞委員 受けるほうについては、一切先ほどのような問題点はないということをごきちと確認した上で契約するというごことによろしいのでしょうかというご意味です。

○佐々木漁港漁村課総括課長 業者のほうでこの工事内容につきまして工期内にきちんごできるというごことご手を挙げたものごですので、県としましては十分ごできると判断してごおります。

○喜多正敏委員 この工事の入札結果は 99.99%という、非常に精緻な積算をしてごいるわけごですが、これはごそういうごような積算のしやごしいごような工事だったごのでしょうか。すばらしいごなごと思っごて、感心してごおります。

○佐々木漁港漁村課総括課長 本工事の入札につきまして、総合評価落札方式による条件つき一般競争入札に付しまして、電子入札にて執行されたものごです。この場合は、入札参加者は他の参加者の動向を知る余地がないという状況で行われているものごです。また、予定価格が事前に公表されてごおりまして、入札参加者はこれを参考に入札額を決定するごことご考えられるごところごです。結果として 0.9999 となりましたが、関係実施要領に基づきまして適正に執行されたものごであり、入札結果には問題はないご判断してごいます。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 117 号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 議案第 117 号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

工事名は六ヶ浦漁港海岸災害復旧（23 災県第 521 号防潮堤その 2）ほか工事、工事場所は陸前高田市広田町地内、契約金額は 8 億 7,480 万円、請負者は高惣建設株式会社であります。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため

の防潮堤の復旧と新たな防潮堤整備をあわせて行うものであります。

入札結果説明書、入札調書の説明は省略させていただきます。

次に、写真は施工箇所の現在の状況で、既設防潮堤は東日本大震災により沈下被害があったほか、一部区間で防潮堤基礎が洗掘されたところであります。また、本工事は、もともと防潮堤がなかった、いわゆる無堤区間について、災害復旧事業とあわせて海岸高潮対策事業により新たに防潮堤を整備するものであります。

計画平面図に工事全体の施工区間 309.6 メートルを旗上げして位置をお示ししております。これまでに黄色で表示している防潮堤その 1 工事、延長 502 メートルを発注しております。今回その 2 ほか工事を契約することにより、合わせて 811.6 メートルの区間において防潮堤の復旧を行うこととなります。

標準断面図を記載しておりますが、構造形式は、重力式の場所打ちコンクリート防潮堤であり、災害復旧区間と海岸高潮区間とでは土質条件の違いによりまして、置きかえ工が異なっている状況です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝真委員 この工事ですけれども、2次製品を使うという工事にはなるのでしょうか、ならないのでしょうか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 この工事は、現場打ちのコンクリートを打設する工事内容となっています。

○高橋孝真委員 生コンが不足しているよという状況だということですが、これを発注しても十分対応できるような現状であるという認識でしょうか。

○佐々木漁港漁村課総括課長 現場打ちのコンクリートですけれども、生コンと、鉄筋関係がメインの工事になりますので、その資材とか人工の関係をしっかり確保して、期間内に工事が完工できるように業者ともども進めてまいりたいと考えています。

○工藤勝博委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 118 号六ヶ浦漁港海岸離岸堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を

求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 議案第 118 号六ヶ浦漁港海岸離岸堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は六ヶ浦漁港海岸災害復旧（23 災県第 512 号離岸堤）工事、工事場所は陸前高田市広田町地先、契約金額は 6 億 8,040 万円、請負者は梨子建設株式会社であります。本工事は、東日本大震災津波で被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、離岸堤の復旧を行うものであります。

入札結果説明書、入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、工事の概要について御説明いたします。写真は、今回復旧する離岸堤の現在の状況で、東日本大震災津波によりましてブロックの一部流出と 1 メートル堤防の沈下被害があったところです。計画平面図には、施工位置と延長 283.3 メートルを旗上げしてお示しております。

次に、離岸堤は、高潮及び波浪による海岸侵食の防止を図る施設であります。

標準断面図を記載しておりますが、復旧工法は、被災した離岸堤の既設ブロックを一旦撤去し、基礎マウンドをかさ上げた後に既設ブロック及び新設ブロックを設置する方法としています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 119 号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 議案第 119 号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は大浦漁港海岸災害復旧（23 災県第 681 号防潮堤その 2）工事、工事場所は下閉伊郡山田町船越地内、契約金額は 12 億 8,520 万円、請負者は菱和建设株式会社であります。

本工事は、東日本大震災津波により被災した漁港海岸の海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤を復旧するものであります。

入札結果説明書、入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、写真は現在の状況で、既存防潮堤は東日本大震災津波により沈下したほか、水門、陸閘が倒壊する被害があったところであります。計画平面図には、施工区間 398.9 メートルを旗上げしてお示ししております。これまでに黄色で表示している防潮堤その 1 工事、延長 400 メートルを発注しており、今回その 2 工事を契約することにより、合わせて 798.9 メートルの区間において防潮堤の復旧を行うこととなります。

次に、標準断面図を記載しておりますが、構造形式は、直立型の場所打ち鉄筋コンクリート防潮堤であり、防潮堤その 1 工事と同じ構造であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 133 号財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○瀧澤管理課長 議案第 133 号財産の処分に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

処分する目的についてですが、農林水産省に大槌漁港海岸災害復旧工事に伴う防潮堤用地に供する土地を売り払いしようとするものであります。大槌漁港施設用地は、県が埋め立てと護岸及び岸壁の整備を行ったもので、水産加工施設及び製氷冷凍冷蔵施設用地として民間企業等の占用に供してきましたが、東日本大震災津波により施設は全壊したところです。また、国が復旧を予定している防潮堤は、チリ地震津波対策事業により整備を行ったもので、東日本大震災津波によって倒壊、沈下等の被害を受けたことから、新たな防潮堤を復旧するものであり、その用地として県有地を売り払うものであります。

次に、処分する財産についてですが、財産の所在は大槌町港町地内の大槌漁港施設用地です。面積は、雑種地 1 万 7,368.77 平方メートル、公衆用道路 2,779.34 平方メートル、合計 2 万 148.11 平方メートル、処分予定価格は 3 億 9,730 万 7,487 円であります。

処分予定価格の算定方法ですが、処分する財産の評価額は不動産鑑定士に評価を依頼しており、その評価額及び意見を参考として算定しております。本件においては、取引事例比較法を採用し、評価対象地を含む近隣地域と、これに類似した類似地域にそれぞれ面積等が標準的な宅地を選定し、類似地域の取引価格をもとに各種補正、時点修正、標準化補正、地域補正、個別補正を行って評価額を算定しております。この処分予定価格につきましては、平成26年12月16日開催の岩手県財産評価審議会において適当である旨の答申を得ているものであります。

処分の方法についてですが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、国が復旧しようとする防潮堤用地を国に直接売り払うものであることから、競争入札に適さず、随意契約により売り払いを予定しております。

なお、地図と平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋孝真委員** 処分する財産に雑種地と公衆用道路があるわけですが、雑種地の単価と公衆用道路の平米当たりの単価は、どのような内容になっているのでしょうか。

それから、不動産鑑定評価につきましては、類似と類似事例ということなのですが、3カ所しかないわけです。多分類似事例については、宅地として評価しているのではないかと思うのですが、その宅地での取引事例を今回国に対して売り払う場合でも同じような鑑定の仕方でのいいのかという気もしないわけではないのですが、収益還元法とか原価法とか他の方法もあるわけですが、取引事例を使ったというのは、理由がありましたら教えていただきたいと思います。

それから、大槌町は大分人口が減っていると思うのですが、この鑑定評価にも当然人口の動向なり、地価の動向等が影響すると思いますが、震災以降、どうなっているのか教えていただければと思います。

○**瀧澤管理課長** 雑種地の単価につきましては、2万1,400円から1万4,800円ということで、この幅の中の平米単価になっております。公衆用道路につきましては、平米当たり2万800円というのが平米当たりの単価になっています。

宅地の取引事例をもって今回の買収用地の算定を行っていることにつきましては、各種の補正を行って算定しており妥当なものと考えております。なお、さまざまな算定方法がありますけれども、今回使った算定方法の取引事例法につきましては、土地の取引について最も一般的な評価方法ということです。そのほかに収益還元法がありますけれども、これはアパートや賃貸家屋、建物があってそれを貸すことによって収益が上がるといったようなものについて使われる鑑定方法で、今回の事例には適さないと考えられます。

また、主な算定方法に原価法がありますけれども、主に対象不動産が建物とその敷地である場合において評価されるもので、これについては土地のみの評価額には余り向いていないもので、今回の事例には適さないということで採用されていないものです。

大槌町の地価につきましては、平成23年と26年の比較ですけれども、震災前と比較しましてマイナス10.5%という動向にあるということです。大槌町におきましては、震災前、下落傾向、人口減少地域であったのですけれども、震災後、土地が限られているということで、若干上昇傾向にありますが、将来的には落ちつくものと考えられております。

○高橋孝眞委員 震災後の被災した場所については、土地評価の事例は少ないと思うのです。今回、国に売るということにもなるわけですけれども、不動産鑑定については、震災前の平成23年1月1日で、一応被災した全市町村は鑑定評価をしているわけです。そういう意味合いでは、そういう鑑定評価の中から土地売買価格を決めていったら一番楽なのではないかという思いでございましたし、これからもそういう方法で考えていってもいいのではないかと感じました。以上です。

○工藤勝博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部からいわての美味しいお米生産・販売戦略について発言を求められておりますので、これを許します。

○下村農産園芸課総括課長 今般策定いたしました、いわての美味しいお米生産・販売戦略について御報告申し上げます。

平成25年12月に国が政策を見直し、平成30年産から行政による生産数量目標の配分に頼らず、生産者や集荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むこととしたこと、また、主食用米の需給が飽和状態にありまして、今後も価格の低迷が懸念されるなど、米を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、県産米が今後とも消費者や実需者から支持され、米主産県としての地位を強固なものとするためには、これまで以上に生産者を初め、関係機関、団体が一丸となりまして、生産、販売に取り組むことが必要であるという観点から、その取り組みの方向性を明らかにするものとして策定したものです。

推進体制についてです。本戦略の策定に当たりましては、県と県農協中央会、全農岩手県本部、純情米いわて、県農産物改良種苗センターで構成します、いわての美味しいお米生産・販売戦略推進会議を組織いたしまして、さまざま検討を行ってまいりました。そし

て、去る2月13日にこの推進会議で決定したものです。なお、今後の戦略の推進に当たりましても、この推進会議を主体に生産者初め関係機関、団体一丸となって取り組んでいくこととしています。

また、県といたしましても、新たに4月から県産米戦略室を設置し、販売面では日本一の美味しいお米の国づくり推進事業を創設して、取り組みを強化することとしています。

戦略の実施期間は、平成27年から平成29年の3カ年としています。

目指す姿については、全国の消費者や実需者から長く愛され続けるお米の産地として取り組んでいくこととしています。

次に、戦略の内容です。本戦略では、生産戦略として三つ、販売戦略として三つ、合わせて六つの戦略を設定しています。各戦略のうち特徴的な項目に絞りまして、その取り組みと指標について御説明申し上げたいと思います。

まず、仕向け先や用途別のニーズに対応した良食味米の安定生産につきましては、主な取り組みといたしまして、開発中の極良食味の県オリジナル新品種岩手118号を県産米のフラッグシップとして位置づけ、全国最高水準の食味評価が得られる栽培基準を確立いたします。具体的な取り組み内容を簡単に申し上げますと平成27年度と平成28年度にひとめぼれの特A地帯で現地試験を実施いたします。そして、この試験の中で栽培適期と栽培方法を明らかにしていくとともに、栽培方法等のマニュアルを作成し、農協等と連携して栽培者を特定していきたいと考えています。さらに、栽培者や集荷業者等で研究会を組織しまして、栽培技術の研さんと栽培方法を統一し、全国最高水準の品質と食味の確保、消費者等へのアピール活動などを実践してまいりたいと考えています。この指標ですが、岩手118号の作付面積につきまして、戦略の最終年度の平成29年にちょうどデビューになりますが、100ヘクタールとしています。

それから、新品種、岩手107号につきましては、県中部のひとめぼれやあきたこまちから計画的に転換し、作付拡大を図ることとしています。具体的な取り組みとして御紹介申し上げますと、農協等が家庭用あるいは業務用別に需要を把握しまして、その需要に基づいて産地ごとに作付計画を作成し、計画に基づいて種子を生産していくという取り組みを進めてまいりたいと考えています。また、平成27年度からは、現地に栽培展示圃を設置しまして、農家の皆さんに確認していただくほか、栽培マニュアルの作成、あるいは岩手118号と同じように研究会を設置するなどしまして、作付拡大とあわせて食味や収量の向上、技術の浸透を図ってまいります。この指標といたしまして、平成29年度、岩手107号のデビュー2年目になりますが、作付面積600ヘクタールとしています。

それから、生産コストの低減とナラシ対策への加入促進につきましては、直播栽培の導入拡大あるいは農地集積によりまして経営規模の拡大を促進していくこととしていまして、指標ではおおむね15ヘクタール以上の規模の大規模稲作経営体としています。これらの全てにおいて直播栽培を導入するように促進をしてまいりたいとしています。

それから、地域ごとに資材費等の生産コスト低減を目的としました地域行動計画を作成

し、その実践の取り組み、あるいはその中でモデル経営体を設定してまいりますが、このモデル経営体においてコスト低減技術を組み合わせまして、低コスト化の実践を推進していくこととしています。指標としまして、地域ごとに設定しますモデル経営体におきましては、全てのモデル経営体でそれぞれが設定した低減目標を達成するという事を平成29年の目標としています。

それから、生産者が主体となった取り組みの推進です。地域ごとに飼料用米等の転換方針を盛り込みました地域活動計画を作成してまいります。飼料用米の団地化あるいは保管施設等の利用調整、整備の支援などを支援しまして、稲による水田のフル活用を進め、指標としては飼料用米の作付栽培面積を平成29年度までに5,700ヘクタール、供給量として約3万トンを目指すこととしています。

それから、産地が主体となって需要に対応した米づくりに積極的に取り組むということで、水稻の生産者代表者会議、これは各農協の生産部会長さん等で構成しておりますが、この会議を設置しまして、米に関する情報、あるいは各産地の取り組み、全国の先進事例など、情報共有しながら各地域、地域で食味向上ですとか、低コスト生産、あるいは水田のフル活用等の取り組みを促進してまいりたいと考えています。指標としては、全ての農協でこうした生産部会等が具体的な取り組みを実施することとしています。

以上、生産戦略につきましては、この三つで取り組みを進めていくこととしていますが、販売戦略につきましては流通課の総括課長から説明申し上げます。

○上田流通課総括課長 それでは、引き続きまして、販売戦略について御説明を申し上げます。

戦略は三つあります。まず、県産米のさらなる評価・知名度の向上であります。柱は三つあります。一つ目です。県オリジナル良食味新品種の商品化、新品種を核にしました県産米のブランド化の推進であります。新品種のブランドイメージを高めるネーミング、ロゴ、パッケージデザイン等を作成するとともに、テレビCM、あるいは各種イベントの開催、イメージキャラクターの設定、さらにイメージアップキャンペーンの全国展開となっております。

二つ目は、県産米のおいしさの見える化など、県産米の魅力のPRであります。食味関連成分等の分析、さらにインターネット等を活用した情報発信を進めてまいります。

三つ目は、産地と県産米のイメージアップであります。知事を初めとするトップセールス、あるいはオール岩手でセールス活動を展開してまいります。

指標についてですが、岩手118号の相対取引価格全国5位以内としたところであります。戦略の最終年度、平成29年度が岩手118号の販売初年度です。消費者あるいは実需者の方々の評価が定まらない面もあろうかと思えますけれども、現在新潟産の一般コシヒカリが全国第6位ですので、このコシヒカリの一般の部を超える取引価格を設定したものです。

次の戦略は、県産米の安定的な需要の確保に向けた販売力の評価です。四つ柱がありますが、一つ目は消費者、実需者と産地との交流を通じた結びつきの強化です。米卸業者な

どとの意見交換会、あるいは消費者と生産者との交流会などを開催してまいります。

二つ目は、外食、中食、給食事業者等への販路拡大です。県内外の外食、中食、それから給食事業者等への販売活動、さらに実需者とタイアップいたしましたプライベートブランドの商品づくりに取り組んでまいります。

三つ目は大消費地を中心とした販売促進活動の強化であります。

四つ目ですが、海外実需者や米卸などと連携いたしました販路開拓等による輸出の拡大です。海外実需者の産地招聘、あるいは人的ネットワークを活用いたしました販路拡大、海外フェアの展開、開催に取り組んでまいります。

指標については二つあります。まず、事前契約率です。60%とさせていただいたところですが、国でデータを公開したのが平成24年度産米以降です。その中で、本年度産米のところまでで最高水準となったものを超えるものを指標としたものです。参考まで、平成25年度は55%でした。

次に、二つ目の指標、輸出量です。1,000トンとしたところですが、平成26年度、約300トン程度と見込んでおりますけれども、これを約3倍まで持っていきたいということで、設定したものです。

最後の戦略は、県産米の消費需要の拡大です。四つ柱があります。一つ目は、「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進であります。

二つ目は、子供たちへの食育活動や若者等へのごはん食の啓蒙活動の強化であります。

三つ目は、県産米取扱店指定制度などを活用いたしまして、県内の宿泊施設等での県産米の利用拡大です。

四つ目は、米を原料とする加工食品等の商品化など、県産米の多角的な利用の拡大です。低アミロース米でありますとか酒米を利用しました商品開発、販路拡大を支援してまいります。

指標については、いわて地産地消給食実施事業所の数を150事業所としたところですが、この事業所制度ですが、県産米100%使用するなどを要件として認定しているもので、これを倍増するものです。該当事業所は概数ですが、700事業所程度ですので、その約2割をこの認定で持っていきたいとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**渡辺幸貫委員** 多大な期待を持って岩手118号なり岩手107号が出るわけですが、この平成29年度の面積が100ヘクタール、我が目を疑うぐらい小さいのでありますが、これでブランドになれるのでしょうか。私は、前に東北143号という、ひとめぼれを岩手県で最初にやりました。そのときに、1万トンが必要だという相談で始まったのでありますが、その後名前がついて、ひとめぼれというのになりました。そんな経験を見ると、100ヘクタールとか600ヘクタールというのは微々たるものだと思いますが、トン数で年いくらでしょうか。

○下村農産園芸課総括課長 100ヘクタールで、トン数にしておおむね500トンです。

○渡辺幸貫委員 500トンですね。10俵とれたら600トン、そんなものです。それがブランドになれるのでしょうか。600トンというのは本当に小さい数字です。販売戦略を見てみると全国5位以内で売るとありますが、全国5位あたりの値段というのは、かなり並みに近いです。1、2、3は新潟のコシヒカリとか、ゆめぴりかとか、定位置に決まっていますから、その後の5番あたりまで入れるとしても、今の価格でいけば、1万円強ですが、たかだか500トンの米を相対であなたと相談して何とかこれだけは高く買ってくれと、あとのやつはそれなりでいいからというあんばいで売るのは誰でもできると思います。それは、そのものが見える化をしたところで、県民の期待を裏切る量です。例えば江刺のリンゴが1箱何十万円でも、100万円でも、見える化でただ1箱売るだけだからいいですが、あとは、それを生産するときはプール計算でやるわけだから、それで果たしてフラッグシップと言えるのでしょうか。

○下村農産園芸課総括課長 初年度につきましては、現在確保しておりますもと種から100ヘクタールでスタートします。現在既にあるものからスタートしますので、種の量で4トンの確保ですけれども、岩手118号につきましては、その先当面2,000ヘクタールと考えていまして、これはゆめぴりかですとかつや姫のスタートの状況を見ていますと、デビュー4年目あたりでおおむね栽培適地の1割程度となっておりますが、これに基づきまして、本県でも栽培適地、特Aひとめぼれの地帯の約1割の2,000ヘクタールを目標にして生産拡大を図りたいと考えています。

○渡辺幸貫委員 3年目にもかかれば、じわじわやりますというのがほかのケースなのだけども、今置かれている米の状態が果たしてそんなゆとりがあるのでしょうか。岩手県は今まで出したことがなかったのですが、1万トンなら1万トン、ある程度の量を一気に出しましょうという意欲がなかったら、農家を救ってくれると感じないのですが、いかがでしょうか。

○下村農産園芸課総括課長 まずはデビューをさせて評価をとっていくということから、一年でも早くということで、現在ある種から頑張って、まずは出そうと取り組んでいくところですので、種の増殖を図りまして、おおむね平成32年には1万トンの出荷ができるところまで持っていきたいと考えているところです。

○上田流通課総括課長 全国第5位以内を目指すということですが、現在の価格でいきますと60キログラム当たりで約1万5,000円から1万6,000円の価格帯です。確かに魚沼産のコシヒカリ、ゆめぴりか、つや姫、このあたりが大体ワン、ツー、スリーを占めておりますが、岩手県のひとめぼれ特別栽培米などの評価はどうかというと、やはりかなり高いものだろうと思っております。価格ですと、60キログラム当たり1万2,000円前後での取引となっておりますが、この戦略をつくるに当たりまして、東京都内ですが、かなり有力なお米屋さん、お米小売など、さまざま調査をさせていただきました。これは、食糧ジャーナルと申します米の関係の専門誌の編集長に御推薦をいただきまして、県産ひとめぼれ

を扱っているお店で1軒、それから扱っていないお店で1軒、状況について職員が調査をさせていただきました。そこでは、特別栽培米の金札米5キログラム3,300円で売られております。これは、岩手県の江刺金札米です。これに対しましてゆめぴりかがそれより約500円低い2,860円、例えばあきたこまちに至りましては1,896円と、ゆめぴりか等を上回る単価で店頭に並び、近所の方々が喜んで買っていき、おばさんが実際に買っていくのを見たということでありました。金札米に関して、岩手のお米に対しても評価は非常に高いものがあって、おわかりになっている方にはそれが価格として反映されて、そういった取引が実際に行われるというのを調査の結果、押さえてまいりました。ただ、これは裏を返しますと、そういったところで理解されている方には高く買っていただけるのに、実はそうではないということは、評価は高いのだけれども、価格に結びつけるところの取り組みが甘かったのではないかと思わざるを得ないところでした。ただし、非常に驚きとともに希望を覚えたわけでありまして、一部では、今のひとめぼれで、非常に高い評価をされており、理解されている小売業の方々、消費者の方々については、潜在的なポテンシャルは非常に高いのだらうと思っております。

今回それをベースとして、そういった調査をもとにして、多分大丈夫だろうということ、全国第5位を今回指標として設定させていただいたものです。もちろん岩手118号を平成29年度までに売り込むための準備をこれから進めますけれども、きちんとその準備をやって、コシヒカリを超える食味あるいは品質、これは自信を持っておりますので、これが実需者、消費者の方々に理解をしていただくように取り組むことが必要だと考えています。確かに初年度の量はそんなに多くはないですが、ただ少ないなら少ないなりに、それをメリットに変えて売り込むやり方がきっとあると思っております。そういったやり方を模索しながら来年度以降、もちろん今から考えているのですが、検討を進めて、ぜひ岩手118号を成功してまいりたいと考えています。

○渡辺幸貫委員 食糧ジャーナルという本によれば、九州や中国地方から、全国どこの県にも特Aがあるのです。そんな中で今5キログラムの話をされましたが、では、江刺の米は幾らで売なのか。7,900円と8,700円ですから、江刺農協が足し算して、500円ぐらい足して精算しようとしているけれども、それで採算がとれるかということ、本当に難しい。だから、ある程度の量を売らなかつたらだめだということです。米穀園芸生産流通議員研究会で、北海道を見に行きました。ゆめぴりかというのはどうやって売ののだろうかといったら、北海道はPRにお金をかけています。マツコ・デラックスを表に出して、東北にはセールスしないで、東京とか名古屋とか大阪に限定して、そこに体の大きな人ががばがば食べて、大変おいしかったという顔をして、それを繰り返し、繰り返しやりながら宣伝していかなければならないという戦略で売ってきたというホクレンの説明でした。今の量では、岩手県の生産者がそれだけのPR料を払うような気持ちになれますか。平成32年まで待つて、そこでたかだか何千トンです。米は、もみだから、あつという間に量はふやせます。あつという間に苗をふやせます。今大変自信を持っておりまうと言いうけれども、自信

のなさのあらわれが平成 32 年になってやっと 6,000 トンですと話している。それで自信があると云えるのですかと聞きたいです。PR 戦略がなかったら、米は絶対売れません。なぜかという、この間みんなで米の先生から卸の話聞いたのです。米というのは、ほとんど口がなれていなかったらだめで、特殊にというわけにいかないのです。やっぱり口がなれたおいしいものが好きなのです。そうすると、少しおいしくていいのです。だけれども、そこから先はやっぱり PR 戦略です。PR するということは、それだけ負担する PR 料を払えるということです。逆に言えば、それだけ量がなければ、注文したって、東京の消費量からいったら、1 日ともたないです。3 日ももつのならまだいいです。1 万トンぐらいつくれば、4、5 日もつかもつかもしれない。けれども、たったそれだけの量しかないで、私たちの米が本当に新品種に夢かけて、農家が高い値段で精算され、お金がもらえるのだという期待はとてもではないけれども、このままではだめだと思いました。何とか期待に応えるお答えはできませんか。お願いします。

○上田流通課総括課長 期待が大変大きいということはひしひしと感じておりまして、絶対に失敗できないという気持ちでこれから取り組んでまいりたいと思っておりますが、平成 29 年のデビューはもう決まっておりますので、逆に少ないというところをどうにかプレミアム感なり、あるいは希少価値みたいところに結びつけて、評価を高めて、それで量がある程度そろったところで、全国に、どうしても欲しいというお米がようやく手に入ったというような状況をつくっていくような戦略が立てられないかと考えております。来年度におきましては、さまざまな専門家の方々も交えて、あるいは県の中でもスペシャリストを集めてのチームをつくらせていただきました。第 1 回目の会合は終わりましたが、ぜひそこで、どうやったらうまく売っていけるか、高く売っていけるか、そして農家の方々の所得に結びついていくか、そういった戦術を練って、取り組んでまいりたいと思っております。

○渡辺幸貫委員 今のお話を聞いていると清酒の販売をしようということを知っているのと同じです。限定品だから、これは 1 万円でもこの 1 升の酒は安いものだ。限定品の清酒なら、そういう戦略でいいと思います。けれども、米というのは、私たち主食に食べるものを売るのでしょう。本当に限定品を御飯の釜に入れて炊くと思いませんかということを知りたいのです。フラッグシップとして使命を担っているのだから、最終的には、岩手県の米作農家にこういうふうによく売れますと、自信を持ちなさいと、言わなければならないのです。そんなに自信があるのなら、それを期待させるような値段まで来たら、かけでもいいからある程度の量を売ればいいではないですか。山形県はどうしていますか。どんどん新しい品種を出てきて、思い切ったある程度の量をつくっているでしょう。さきほど北海道の例を言いましたが、コシヒカリはその前からあるブランドです。他県はある程度の量を売ります。北海道は岩手県の 10 倍ぐらいありますから、小さいと云ったってそれなりの量がありますが、それでも私たちよりは勇気を持ったゆめぴりかの量です。リンゴを 1 箱 100 万円で売ると同じように、ほかのものを犠牲にして、相対で少し高く買ってもらえれば、全国一で売ることにも可能なのです。そういうテクニックではなくて、私た

ちの米作農家にもっと夢を与えてください。もう少し勇気は出ませんか。部長に聞きます。

○小原農林水産部長 この岩手 118 号ですけれども、平成 29 年度の量が少ないということは、我々も重々承知しています。この出し方として、ある程度出せる、種もみの量からしてある程度出せる量になった段階で、それを市場販売に出すのかという考えもありましたが、一方で、量は少なくてもまず一刻も早くデビューさせてほしいという声もありました。それで、我々としましては、計画期間が平成 29 年度までですし、平成 30 年度からの国の米政策の改革などもあります。卸のほうからも県のオリジナル品種を早く出すことによって安心感や、岩手県もやっているということを示すことも必要ではないかという声などもいただきました。それも受けて、どのくらいつくれるのかを、生産技術のほうに確認しましたところ、平成 29 年度は 100 ヘクタールが限度であるということです。我々とすれば、もっと出したいということはそのとおりですけれども、今の計画ですと平成 29 年度 100 ヘクタール、平成 30 年度 600 ヘクタール、あとは 2,000 ヘクタールまで持っていくということですが、これがマックスでどれだけ出すことが可能なのかということについては、まだ平成 29 年度まで期間がありますので、この生産販売戦略を組み立てる中においても、いつ、どの程度で、この 100 ヘクタールがどこまで上積みが可能なのかどうかということについて、しっかり検討してまいりたいと思います。

○渡辺幸貫委員 種もみは、60 キログラムのお米があれば、どれぐらいの面積がこれで行けるかといったら、大体 2 ヘクタールから 3 ヘクタールなのです。だから、あつという間にできるのです。それなのに本当に少しずつしかふえないとお答えですが、生理学で言っているのではないのです。販売戦略でおっしゃっているということをお願いしたいのです。だから、種もみだってそういうふうに指導しているでしょう。ここに指導する人いないですか。

○工藤農政担当技監 種もみはそういうふうにはふやすことはできるのですが、今、試験研究で持っているもと種からしますと、平成 29 年は 100 ヘクタールが限界です。これは、試験研究から種をふやす原種、そしてそれから一般採取法、そういう流れで種をふやしていくと 3 年かかるわけですけれども、今回の場合は平成 29 年に市場に出すということで試験研究から一気に生産者のほうに持っていくような種の供給のスタイルをとっています。ですから、できるだけ早く市場供給するということで、ここで 1 年早くやっています。その後の 600 ヘクタールとか 2,000 ヘクタールという部分については、これからさらに検討を深めて、できるだけ早く量を確保できるように努めてまいりたいと思いますし、もう一方で量を確保することによって品質を落とすということのないように、全国の最高水準という品質と食味を確保しながらやっていくという、その難しいところがありますので、その検証も含めてやらせていただきたいと思います。量の確保については最大限努力して早く絶対量を確保できるように努めてまいりたいと思っています。

○喜多正敏委員 同様に、岩手 107 号についてはどうなるのか、最終的にこの二つの品種によって生産農家はどのくらいの数になるのか、それが生産額としてはどのくらいになる

のか、今の米の生産している面積や生産量に対してどのぐらいのシェアになるのか、その位置づけをお伺いしたいということが一つです。

もう一つは、食糧ジャーナルからお聞きして1店舗調査をしたとのことですが、確かに心強いことを感じてこられたのは結構だと思うのですが、この1店舗というのは調査の対象としては余りにも少ないのではないかと、この1店舗以外の店舗では違ったようにやられている可能性もあるのではないかと、客観的に、より正確に把握するためには、もう少しマーケットのことを調査する必要があるのではないかと、いかがでしょうか。

○下村農産園芸課総括課長 岩手107号の生産計画ですが、デビューを平成28年とし、もと種からいきまして100ヘクタールからスタートしますが、平成30年で1,000ヘクタール、5,000トンほどで、目指すところは、あきたこまちの適地帯が約1万3,000ヘクタールほどありますが、このうちモチ米等で既に実需者と結びついている分が3,000ヘクタールほどですので、除きました1万ヘクタールを目標に、量にしますと5万トンの量になろうかと思いますが、おおむね四、五年先までには拡大したいと考えています。

生産額につきましては、まだ積算をしていませんが、岩手118号ですと平成32年に1万トンで、全国トップクラスですから現在の価格でいきますと60キログラム1万9,000円といったあたりになるかと思っています。それから、あきたこまちについても現在のあきたこまちよりは高い価格を狙うために、特Aもとっていきたいと考えていまして、5万トンを現在のあきたこまち以上の価格のところで生産していきたいと考えています。

○上田流通課総括課長 市場のサンプルとして少ないとのことについては、全くそのとおりです。そこで結論を出すのは、余りにも早く、データが足りないものです。いろいろ調査をしてみましたが、首都圏の米屋については2軒調査をさせていただきました。それも専門家からの御推薦というお話をいたしました。そのほかに食糧ジャーナルの編集長を初め専門家の方からお話をお伺いしたこと、それから、どういう見込みにあるのかということで、米卸の方々とも打ち合わせをさせていただきました。その中で、輸出の1,000トンについても、これは十分可能ではないかという御意見があり、今回指標に設定したものです。

その他に、百貨店の動向なども当然必要であります。何といたっても一般消費者が総体としてどう捉えるかといった市場調査がどうしても必要でした。今まで行ってまいりましたサンプル調査ですが、分析し、そこから導かれる戦術がどうしても必要となってまいります。平成27年度にマーケット調査を本格的にやる予算をお願いしたいということで、今準備を進めております。その中で、きちんとした評価をいただき、あるいは分析をいただき、それをうのみにすることなく、そしゃくして、本県の状況と本県の特性に照らして、どういった戦略が必要で、それが効果的なのかということのをこれからもんでいきたいと思っております。今足りないのは十分承知しておりますが、来年以降きちんとしたものをつくってまいりたいと思っております。

○下村農産園芸課総括課長 栽培者数について、正確な数はまだ積算していませんが、例

例えば岩手 107 号ですとあきたこまちにかわります 1 万ヘクタールですが、本県の平均的な水稲の作付面積が主に 1 ヘクタールですので、1 万戸台になるかと見ています。

それから、岩手 118 号につきましては、これから栽培基準を定めてまいります。その中で、余り小さくても一定の栽培技術を徹底することができないので、それから大き過ぎても全て平準化していくということが難しいということで、ある程度の栽培面積を持った方で、これから基準を設定してまいりますので、その際におおむねの戸数が出てまいるかと考えております。現時点ではわかりかねるところです。

**○喜多正敏委員** こういう事業を行う場合に目標とするマーケットはどのくらいのボリュームがあるかというところを最初につかみたいわけです。面積はどのくらいか、収量でどのくらいか、大事なことは、生産金額がどのくらいになるかということなのです。県としてこの販売戦略を立てるに当たって、どのくらいの生産量を目指すのかということをお聞きしたい。先ほど PR の話がありましたが、それに応じて、お金もかける。もしくは、かけて、またそれをふやすということがあって、十分投資効果というのが出てきます。だから、そのトータルで、平成 30 年を目標とするものであれば、平成 30 年として最終的に生産金額でこのフラッグシップの岩手 118 号はこのくらい、岩手 107 号はこのくらいを見込むという数字をお聞きしたい。それが県民にとって一番わかりやすいことなのです。そして、今の米の生産額のうちの何%のシェアを占めるのかということが出てくると思うのですけれども、そこの大きな枠のところをお聞きしたいです。

**○下村農産園芸課総括課長** これから 2 年間かけてその辺の具体的なマーケット等も絞り込んでいながら価格等も算定していきますので、現時点で明確な生産額を出すのは難しいと思っておりますが、いずれ平成 27、28 年の中で実際の栽培も進めながら取り組みますし、岩手 107 号ですと実際に生産者を集めて面積拡大もしてまいりますので、その取り組みを見ながらそういった数字についても固めていきたいと考えております。

**○喜多正敏委員** 今回の政策で、例えば 5 番以内に入るのだとすれば、現状で 5 番以内の価格はこのくらいが現状で、それに栽培面積等、収量がわかれば、掛け算をするとこのくらいの規模になると、概算でつかめるのではないかと。そうすると、それが全体のいわゆるインカムですから、それに対して事業費をどのくらいかけていくという筋道が立っていくと思うのです。それをつかまないと数量の話をして、ビジネスになりにくいなと思って聞いているわけです。だから、わかりにくい。そういう視点をぜひもっていただきたい。

もう一つは、これから平成 27 年度予算でマーケット調査をやりますということは、そのマーケット調査の状況によって、平成 29 年の栽培面積、生産量、生産額が変わっていくと考えていいのでしょうか。

**○上田流通課総括課長** まず、生産額について、量に単価を掛ければ、もちろん出てまいります。そして、価格帯としては、現時点で 60 キログラム 1 万 5,000 円から 1 万 6,000 円、これが相対の取引価格ではそこを目指すものですが、今後の動向によりまして、この金額は全体の価格として上下するだろうというところがありまして、現時点ではその内容

を目指すということで御理解をいただければと思います。

それから、シェアについてですが、生産のほうの現状、それからある程度品質が均一で、高品質なものがつくれるところにつくっていただくことになると思いますので、生産面の制約があると思いますけれども、他県の状況も勘案しながらどこを目指していくかということは、これから詰めてまいりたいと思います。良食味をつくっている県では、シェアはおおむね 10%から 30%程度というふうには押さえておりますので、その中で本県に当てはめて一番効果的で農家の所得につながるようなシェアを求めてまいりたいと存じます。

それから、マーケット調査等、市場調査については、これからやってみます。その結果、恐らくいろいろなところで変更が出てくる面はあろうかと思っています。ただし、生産量等についてはいろいろ制約があります。特にこれからのデータの動向をどう見るかという点と、他県産米の動きというところで、特にデビューを控えているところもあるやに聞いておりますが、今は細かな情報がない部分もあります。そういったところを十分に勘案して、平成 29 年度へ向けての戦略、戦術を立ててまいりたいと存じます。

○喜多正敏委員 話が長くなるのでやめますけれども、後で数字をまとめて、平成 30 年でもいいのですが、生産の見込み数量と、面積と、現在の価格をもってすればこのくらいの生産額になると概括的に資料でお示しをいただきたい。これは、岩手 118 号、岩手 107 号、そして全体の米の耕作面積、収量、農家のうち何割ぐらいがこの施策の恩典にかかるか、シェアになるかということをお知らせいただきたいと思います。

それから、前回の委員会でナラシ対策に加入している面積はわかったけれども、そうした施策の対象とする農家については、部長さんはこれから調べてまいりたいというふうな御答弁がありましたが、まさにこういうだろうと思うのですが、それについてはいつごろおわかりになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○星野水田農業課長 ナラシの加入対象者ですけれども、これは平成 27 年度からは認定農業者で確かに米をつくっている方であれば、加入対象となっています。それで、実際に加入推進に当たっては、市町村ごとに設置しています地域再生協議会で名簿がありますので、そちらのほうで加入の際にできるだけ声をかけたということでもあります。まだ名簿は入手していません。

○喜多正敏委員 いつごろわかるかと聞いているのですが。

○星野水田農業課長 一通り座談会が終わるのが 3 月ころですので、4 月にはわかると思います。

○高橋孝眞委員 今回の岩手 118 号、岩手 107 号は、大いに期待をしているところであります。ただ、時間がかかるのかなという感じもします。私は北上市ですので、県中部は岩手 107 号になってしまうのかなという感じがしないわけではありません。いずれ考えてみると私がつくれるときというのは平成 33 年ごろ、五、六年たってからだろうと考えますと、それまで農家はもっているのだろうかという気がしないわけではありませんけれども、まずは種もみを確保しなければできないということですから、それはそれでやむを得ないの

かもしれませんが、この面積そのものが、2,000ヘクタールなり1万ヘクタールというような内容になると思うのですけれども、岩手107号、岩手118号以外の米の生産者に対してはこれをつくることによってどういうメリットが出てくるのか教えていただきたいと思えます。

それから、極良食味米ということなのですけれども、美味しいお米の販売戦略の中に、「2年間で最も良食味を実現できる栽培適地や栽培方法を調査し」と書いてあるのです。こういう内容から始めていくということは、本当にこれは大丈夫なのかという感じがするわけでありましてけれども、それはどのような内容で大丈夫だと言えるのでしょうか。場所そのものによって、かなり違うわけですし、同じ地帯であっても土質によっても全然違うわけでありましてけれども、それをまだ調査もしないで、これは完全にいい米ですという言い方になるわけですが、その辺について教えていただきたいということと、もう一つは販売戦略のまとめの中で、JAや全農と一緒にやりましょうということなのですけれども、現在作付しようとしている地帯の系統出荷、系統外出荷と分けた場合に、系統出荷と言われる割合はどの程度あると認識して、この方々と取り組むということにしているのかどうかについてお聞きします。

○上田流通課総括課長 岩手107号、岩手118号がほかにどうメリットをもたらすかという点についてお答え申し上げます。

岩手118号については、極良食味で、全国でもトップ、あるいはトップクラスの価格帯を目指すということです。これによりまして、産地としてあそこはうまいお米のとれるところだというPRをさせていただいて、その感覚、イメージをぜひ定着させたいと考えています。それがフラッグシップという意味と理解しておりまして、そういった産地に対する信頼、それから評価が、例えば今主力でありますひとめぼれとか、あきたこまちとか、そういったところの評価も引き上げていくという戦略を練ってまいりたいと考えております。例えば北海道ではマツコ・デラックスを使いまして、何をしてCMをやったかといいますと、ゆめぴりかで他の品種もいかなというCMを流して、ゆめぴりかの評価を他の品種、品目にまで広げるという戦略を打ってまいりました。これは、やはり良食味新品種のフラッグシップの力が強いと、ほかの品種まで産地の評価になってはね返ってくると理解しております。そういったことも含めて、県産米全体の評価アップをどうしたらいいか検討してまいりたいと存じます。

○下村農産園芸課総括課長 岩手118号を2年間かけて現地でどうするのかということについてです。一定程度の栽培の適地や栽培の方法は、当然今までの試験の中でできていますが、それを現地におきまして確実にできる、そして特Aがとれる、極良食味を確実に生産できるというものを確認し、その上で、こういう方法でやっていただきたいという基準をつくっていくことを2年間かけてやることにしていますが、特に基準の考え方については2年待たずに、平成27年の秋ごろにでも生産者の皆さんには示していきたいと考えています。この2年間で確実に極良食味の品質を確保できるような栽培にしていける必要がある

ろうかと考えています。

それから、生産額などの概略ですけれども、岩手 118 号は、約 60 キログラムで 1 万 6,000 円、1 万 5,000 円というところで、最初の目標の 2,000 ヘクタールで 26 億円ぐらい、それから、岩手 107 号が 1 万ヘクタールまでいきますと 115 億円ぐらい、合わせて 140 億円ぐらいになろうかと考えています。本県全体が 600 億円ほどですので、約 23%とを考えています。

○上田流通課総括課長 地区ごとの米の系統、系統外の割合についてですが、そこまでのデータは持ち合わせていませんので、県全体のことでお答えを申し上げます。全体の生産量に比較いたしまして、全農岩手県本部の取り扱いが 46%です。そのほかに、基本扱いのほかに農協の取り扱いの部分があり、あと商系ということになろうかと思えます。商系については大体 5 割弱と聞いておりますので、恐らくその間の 10%弱程度が単協での扱いではないかと思っております。

○高橋孝眞委員 先ほどの米全体で言うと 600 億円というのは、米価が下がる前の全体の金額だったような気がするのですけれども、今の米価から考えるとそういうわけではないのです。系統が 5 割しかシェアがないという中身で、米全体を考えていっていいのかどうかという気がしないわけでもないのですけれども、これは系統出荷の割合を高めるため、指導しなければいけないのではないかと思うのですけれども、その辺はどういうふうにか考えながら進めようとしていますか。

○上田流通課総括課長 恐縮でございますが、その前に先ほど私が答弁した内容をちょっと修正させていただきたいと思えます。系統内での集出荷でございますが、全農で 46%でございますが、単協も含めました割合ですと約 6 割でした。恐縮でございます、商系のところの数字を取り違えてしまいまして、修正をさせていただきたいと思えます。

慌ててしまいまして、大変恐縮です。今の生産量に対しての農協系統の出荷量ということでお話を申し上げましたが、比較するときは販売数量ですので、全体の販売数量に対しての系統の販売量ということだと、約 93%が系統ということですので、おわびを申し上げて、訂正させていただきたいと思えます。

それから、系統の割合を高めていくかどうかということにつきましては、現在、本県の場合は他県と比べましても系統の割合が高くなっています。これをどう評価するかということにかかってまいるかと思えます。いろいろなお話もありまして、例えば条件のそれほど恵まれていないお米については、安心して出せます。ただし、実際、品質の高い米があった場合にも有利な販売に結びついていくかどうかということでの御指摘もありました。そこについては、さまざまな御意見があらうかと思えます。しっかりときめ細かに皆さんの御意見お伺いしながらこれからの戦略の中でどうするか、戦略を練ってまいりたいと思えます。

○下村農産園芸課総括課長 全体の米の産出の 600 億円は平成 25 年の産出額でした。米価下落でもっと下がっているというお話がありましたので、前回概算金が下がった分を米

全体にすれば、およそ 140 億円下がるという試算をしています。それをそのまま当てはめますと、約 460 億円の産出額のうちということですので、この全体のシェアが変わらないとすれば、2 新品种でおおむね 3 割ということになるかと思います。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。